

総務文教委員会記録

○開催日時

平成30年3月12日 午前9時59分～午後4時26分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（7人）

委員長 帯田 裕 達
副委員長 坂口 健 太
委員 上野 一 誠
委員 永山 伸 一

委員 徳永 武 次
委員 橋口 芳
委員 松澤 力

○その他の議員（3人）

委員 杉 菌 道 朗
委員 井 上 勝 博

委員 持 原 秀 行

○説明のための出席者

総務部長 田代 健 一
総務課長 平原 一 洋
秘書室長 鬼塚 雅 之
文書法制室長 川 畑 央

消防局長 新盛 和 久
次長兼警防課長 福山 忠 雄
消防総務課長 鶴屋 豊 文
予防課長 永田 稔
通信指令課長 角 島 栄

教育部長 宮里 敏 郎
教育総務課長 小原 雅 彦
学校施設整備室長 上口 憲 一
学校教育課長 熊野 賢 一
指導グループ長 岩 脇 勝 広
保健体育グループ長 西村 喜 一
社会教育課長 十島 輝 久
文化課長 永里 博 己
少年自然の家所長 峯 満 彦
中央図書館長 本野 啓 三
館長代理 平山 真理

○事務局職員

議会事務局長 田上 正 洋

主幹兼議事グループ長 久米 道 秋

○審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
議案第 1 9 号 薩摩川内市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	消 防 総 務 課 警 防 課 予 防 課 通 信 指 令 課
議案第 2 0 号 薩摩川内市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 5 7 号 平成 2 9 年度薩摩川内市一般会計補正予算	
議案第 3 9 号 平成 3 0 年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	
議案第 5 7 号 平成 2 9 年度薩摩川内市一般会計補正予算	社 会 教 育 課 (中 央 公 民 館) 中 央 図 書 館 少 年 自 然 の 家
議案第 3 9 号 平成 3 0 年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	
議案第 1 7 号 薩摩川内市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について	教 育 総 務 課 学 校 施 設 整 備 室 学 校 教 育 課
議案第 5 7 号 平成 2 9 年度薩摩川内市一般会計補正予算	
議案第 3 9 号 平成 3 0 年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	
議案第 1 8 号 薩摩川内市下甕郷土館の指定管理者の指定について	文 化 課
議案第 3 9 号 平成 3 0 年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	
議案第 5 4 号 薩摩川内市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	総 務 課
議案第 5 7 号 平成 2 9 年度薩摩川内市一般会計補正予算	
議案第 3 9 号 平成 3 0 年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	
議案第 3 9 号 平成 3 0 年度薩摩川内市一般会計予算	秘 書 室
陳情第 2 号 核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書の提出を求める陳情 (所管事務調査)	
議案第 3 9 号 平成 3 0 年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	文 書 法 制 室

△開 会

○委員長（帯田裕達）ただいまから総務文教委員会を開会します。

本委員会は、本日と明後日の２日間審査を行います。お手元に配付の審査日程により審査を進めることとし、本日は、おおむね文書法制室まで審査を進めることにしたいと思いますが、進捗状況によって、残りの箇所の審査を進めたいと思います。ついては、そのような審査を進めることで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）異議なしと認めます。よって、そのような審査を進めてまいります。

ここで１名からの傍聴の申し出がありますので、これを許可します。なお、会議の途中で追加の申し出がある場合は、委員長において随時許可します。

△消防局の審査

○委員長（帯田裕達）それでは、消防局の審査に入ります。

△議案第１９号 薩摩川内市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（帯田裕達）まず、議案第１９号薩摩川内市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

鶴屋消防総務課長の説明をお願いします。

○消防総務課長（鶴屋豊文）

それでは、議案第１９号薩摩川内市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案つづりは１９－１ページからになりますが、別冊の総務文教委員会資料で御説明いたしますので、総務文教委員会の資料の１ページをお開きください。

まず、改正の目的ですが、勤務の特殊性に応じて職員に支給している特殊勤務手当について、救急救命処置を実施した救急救命士である職員に支給する救急救命処置行為業務手当に関する規定を新たに定めようとするもでございます。

続きまして、改正内容につきまして御説明申し

上げます。

資料の表の字が少し小さくてまことに恐れ入りますが、左側の欄が改正前で右側が改正後になります。

まず、特殊勤務手当の種類について、第２条中の第１０号の救急業務手当の後に第１１号から１号ずつ繰り下げ新たに第１１号救急救命処置行為業務手当を設けるものです。

また、第１２条の救急業務手当の後、第１３条から１条ずつ繰り下げ新たに第１３条救急救命処置行為業務手当としまして、消防職員のうち、救急業務に従事する救急救命士である職員が救急救命士法施行規則（平成３年厚生省令第４４号）第２１条で定める救急救命処置を実施したときに、実施回数１回につき５００円を支給するものです。２ページをお開きください。

（４）になりますが、第２１条で定める救急救命処置とは、救急救命士が医師の具体的な指示を受けて行う特定行為であり、医師の指示のもと、気管に口または鼻から喉頭を経由してチューブの挿入を行う気管挿管や静脈内に針を留置し、乳酸リンゲル液による静脈路確保や心肺停止状態の血管拡張のためエピネフリン薬剤投与、また、心肺機能停止前の低血糖発作症例の患者にブドウ糖の薬剤投与を行う行為です。

（５）になりますが、県内に２０消防本部ございますが、救急救命士に対する特殊勤務手当を支給している消防本部は、４消防本部でございます。

今回、提案します金額につきましては、県内で一番高い大隅肝属地区消防組合を参考に１回５００円としたところでございます。

また、施行期日は、平成３０年４月１日の予定です。

以上で、議案第１９号薩摩川内市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を終わります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（上野一誠）新たにこの制度を設けようということで、特殊勤務手当ということで、県内、今御案内があったとおりだということですけど、消防局の業務そのものが、やっぱり網羅すると、そういう特殊というか、勤務のそういう状況に至

るというふうに理解していいと思うんです。この制度というのは、金額が金額なので、あえてこの勤務手当をつくっていくという、何か規定的に、消防的に何かこれはあるの。それとも、市の独自のやり方でいいんでしょうか。

○消防局長（新盛和久）今総務課長から説明があったように、県内24本部中、現在4本部だけが採用している部分でございまして、今上野委員からあったように、これは全国统一ではなくて、それぞれの市町村で判断するものでございます。

○委員（上野一誠）そうすると、毎回500円ということですが、実際、年間を通して想定される回数というのは、どのぐらいですか。

○次長兼警防課長（福山忠雄）平成29年の統計でいきますと、今、申し上げました気管挿管であったり、静脈路確保、それから薬剤投与でございすけども、実施件数につきましては、合計で109件ございます。これが、全て109件が当たるわけですが、これ以上にまた、別な職員が、いわゆる救命士が2人、3人乗っておって、薬剤投与を1回したり、あるいは2回、3回とやりますと。そういうのを含めていきますと、若干この数字が150ぐらいになるかと想定しているところでございます。

○委員（上野一誠）わかりました。そうすると、今、消防職員の中で、これに従事できる隊員というのはどのぐらいいるんですか。

○次長兼警防課長（福山忠雄）今現在、救命士が39名おります。そのうちに気管挿管が認定を受けている職員が29名、率でいきますと74%、それから、静脈路確保、輸液、これらでございすけども、これが38名で97%、それから、薬剤投与、これも同じく38名で97%の職員がおります。

また、今、新しい処置拡大というのが出てきて、静脈路確保につきましては、心肺停止前でも、医師の指示をいただければ打てるようになりました。これが19名、49%、同じくブドウ糖投与も19名、49%という状況でございます。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第20号 薩摩川内市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（帯田裕達）次に、議案第20号薩摩川内市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○予防課長（永田 稔）予防課でございます。

それでは、議案第20号薩摩川内市手数料条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案つづりその2、20—1ページから20—3ページに記載がございすが、総務文教委員会資料を使って御説明いたしますので、総務文教委員会資料の3ページをお開きください。

（1）の改正目的は、消防局長が2月19日の本会議の中で提案理由を述べておりますので省略し、米印の政令の見直し時期から御説明いたします。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定められている手数料の標準額について、原則として3年ごとに見直しが行われているところであり、本年度は見直しの年度に該当し、手数料の標準額が改正されたことにより、薩摩川内市手数料条例の一部を改正するものであります。

（2）の改正内容になりますが、今回の手数料改正は、準特定屋外タンク貯蔵所及び特定屋外タンク貯蔵所の許可や変更、保安検査等に伴う手数料のみが対象となります。

下段の参考をごらんください。

準特定屋外タンク貯蔵所と特定屋外タンク貯蔵所の概要を記載してあります。本市にある既設の

施設で今回の手数料見直しの対象となる屋外タンク貯蔵所は、準特定屋外タンク貯蔵所7基、特定屋外タンク貯蔵所5基、合わせて12基でございます。

改正内容のアですが、準特定屋外タンク貯蔵所及び特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請に対する審査に係る手数料。イは、特定屋外タンク貯蔵所等の完成検査前検査に係る手数料。ウは、特定屋外タンク貯蔵所等の保安検査に係る手数料になります。

以上、3項目の手数料が改正され、資料の4ページから6ページに薩摩川内市手数料条例の別表になりますが、今回改正される部分の現行の金額と改正後の金額を記載してあります。

資料の4ページ一番上をごらんください。

準特定屋外タンク貯蔵所を例にとりますと、9の項（2）ウ、準特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請時の手数料の額が記載されていますが、この手数料の額を53万円から57万円にいたします。

いずれも手数料が高額となっていますが、この理由は、準特定屋外タンク貯蔵所や特定屋外タンク貯蔵所の設置許可、変更、保安検査等の場合、危険物保安技術協会へ審査委託するためによるものです。

薩摩川内市に入る手数料としては、申請者から準特定屋外タンク貯蔵所の設置の場合、57万円の手数料をもらいますが、90%の51万3,000円は、危険物保安技術協会への審査委託の手数料となります。

資料の3ページにお戻りください。

（3）の施行日については、平成30年4月1日とするものであります。

なお、今回の改正について、総務省により、平成29年12月8日から平成30年1月9日まで、地方公共団体の手数料の標準に関する政令案について、パブリックコメントを実施しておりますので、周知期間は設けておりません。

以上で、条例の改正についての説明を終わります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員による質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第57号 平成29年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）次に、議案第57号平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○消防総務課長（鶴屋豊文）それでは、議案第57号平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算の消防局所管分について説明いたしますので、予算に関する説明書（第7回補正）の42ページをお開きください。

9款1項1日常備消防費では、補正額753万2,000円の増額で、内容といたしましては、右側説明欄になりますが、常備消防一般管理費の事項で人事院勧告に伴う給与費の補正による給料、職員手当等及び共済費の増額でございます。

以上で、補正予算の説明を終わります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第39号 平成30年度薩摩川内市

一般会計予算

○委員長（帯田裕達）次に、議案第39号平成30年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。
まず、局長に説明を求めます。

○消防局長（新盛和久）私からは、議案第39号平成30年度薩摩川内市一般会計予算のうち、消防局分の概要を説明いたしますので、薄いピンク色の冊子、平成30年度当初予算概要を御準備ください。

3ページをお開きください。

歳出の目的別でございますが、9款消防費は19億9,046万5,000円であり、全体の3.7%を占めております。このうち消防局所管分は16億9,984万円で、全体的な構成比率は3.2%でございます。

主な事業につきましては、111ページから112ページまで、消防施設整備事業、消防資機材整備事業、消防団施設整備事業、防火水槽整備事業、消防団資機材整備事業について記載してございますが、これにつきましては、省略させていただきます。

○委員長（帯田裕達）次に、当局の補足説明を求めます。

○消防総務課長（鶴屋豊文）それでは、議案第39号平成30年度薩摩川内市一般会計予算の消防局所管分について、歳出から御説明申し上げますので、平成30年度薩摩川内市各会計予算調書の歳出222ページをお開きください。

9款1項消防費1目常備消防一般管理費の事項では、常備の消防行政全般に係る一般管理費で、事業費は13億2,329万6,000円でございます。

右側備考欄になりますが、経費の主な内容として、消防職員157人分、嘱託員及び防災研修センター臨時職員に係る職員給与費、また、庁舎等の維持管理に要する経費として、消防救急デジタル無線保守業務委託料及び職員の消防大学校を初めとした、各種研修負担金等のほか、消防局の全体的な事務管理経費を措置したところでございます。

続きまして、下段の常備消防車両管理費の事項では、常備消防車両に関する維持管理費で、事業費は6,693万円でございます。

常備消防で管理する車両52台で、主に車両の

燃料費、車検及び法定点検整備等の修繕費で平成30年度の車検台数は30台、また、特にはしご車については、購入から7年目を迎えることから、オーバーホールを予定しております。

続きまして、223ページになります。

2目非常備消防一般管理費の事項では、非常備消防行政の一般管理経費で、事業費は、1億9,021万7,000円でございます。

右側備考欄になりますが、経費の主な内容は、消防団員1,329人の報酬、費用弁償のほか、消防団員健康診断業務委託や、消防団員の公務災害補償基金掛金負担金を初め、消防学校入校に伴う負担金など、消防団の全般的な事務管理経費を措置したところでございます。

なお、消防団分団運営補助金としての625万円につきましては、各分団に均等割り額15万円、団員1人当たり1,000円を加算し、33分団に消防団の運営に関し補助するものでございます。

また、平成30年度は消防操法大会が開催されることからその経費を計上しております。

続きまして、下段の非常備消防車両管理費の事項では、非常備消防車両に関する維持管理経費で、事業費は1,084万5,000円でございます。

右側備考欄になりますが、経費の主な内容として、現在消防団で管理する車両台数は93台で、主に消防ポンプ車、小型動力ポンプ積載車などの燃料費、車検及び法定点検整備費などで、平成30年度の車検台数は48台を予定しております。

続きまして、224ページになります。

3目常備消防施設費の事項では、常備消防の施設整備に係る経費で、事業費は75万円でございます。

経費の主な内容として、平成31年度に南部分署に救急消毒室を建設するための設計業務委託料を計上しております。

下段になりますが、常備消防車両等購入費の事項では、常備消防車両の更新整備に伴う経費で、事業費は1,922万円でございます。

経費の主な内容として、中央消防署指揮車、消防連絡車、資機材搬送車3台分でございます。

続きまして、225ページになります。

4目非常備消防施設費の事項では、消防団関係の施設整備に伴う経費で、事業費は2,000万円でございます。

経費の主な内容としまして、消防団車庫詰所の整備で、大馬越分団車庫詰所建築に伴う設計等に係る委託料のほか、防火水槽2基の新設整備、防火水槽改修工事等でございます。

続いて、下段になりますが、非常備消防車両等購入費の事項では、消防団車両等の更新整備に伴う経費で、事業費は6,858万2,000円でございます。

経費の主な内容として、消防ポンプ自動車1台、小型動力ポンプ積載車4台、小型動力ポンプミニ積載車2台、小型動力ポンプ7台分でございます。

続きまして、歳入について申し上げますので、64ページをお開きください。主なものを御説明申し上げます。

上から3段目の消防手数料8目手数料は335万3,000円で、これは、危険物施設であります、給油取扱所や屋外タンク貯蔵所等の設置及び変更許可申請等に伴う、危険物関係手数料等でございます。

続いて、5段目の消防費補助金7目県補助金は、予算額984万4,000円で、小型動力ポンプ普通積載車2台及び小型動力ポンプミニ積載車2台の購入に伴う、石油貯蔵施設立地対策等交付金で、定額の補助となっております。

続いて、6段目の消防費委託金8目県委託金は、予算額16万8,000円で主に花火打上げに伴う、煙火消費許可申請で火薬類取締法に関する事務に対する権限移譲事務委託金でございます。

続いて、7段目の財産貸付収入1目財産運用収入は、予算額166万8,000円で、各消防署に設置しております、5カ所分の自動販売機貸家料でございます。

続いて、最後の行の雑入4目雑入は、予算額80万円で、上・下甌分駐所待機宿舍実費徴収金や自動販売機電気料金徴収金でございます。

それでは、債務負担行為について説明申し上げますので、薩摩川内市各会計予算書・予算に関する説明書の9ページをお開きください。

消防局所管分は下から2行目の下甌分駐所職員待機宿舍借上事業で、設定期間は、平成30年度から平成48年度まで5,616万円でございます。

市有地に4世帯分の住宅を建築して消防職員住宅として活用するものです。場所につきましては、

下甌分駐所から約1キロメートル手打地区に向かう県道沿いです。敷地面積が721.25平米で、建物は木造平屋建て約60平米4棟を考えているところでございます。

以上、消防局所管に係る予算の説明を終わります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（永山伸一）4点ほどまとめて質問します。まずは、常備消防一般管理費、金額が大きいもので、内訳を、金額の高いほうから三つ、四つ教えてください。まずは、消防救急デジタル無線保守業務委託が6,835万5,000円、これについては、委託等としてありますので、委託料で、一番大きいのがこの無線保守業務なんでしょうけれども、金額の大きいほうから3点ほど、それから、全くいっしょ、その下の常備消防車両の管理費、オーバーホールでわかるんですが、これは消耗品になりますんで修繕かな。この5,239万8,000円も金額の大きいほうから3点ほど、これが幾らで、これが幾らで、あとはこんな感じという形でいいです。いいですか。

それと、常備消防施設費の南部分署の消毒室、イメージがちょっと湧かないんですが、どんな消毒室を考えていらっしゃるのか、今回の場合は、設計業務委託ですので、金額的にはそんなにないんですが、どういう消毒室を計画されているのか、必要性も含めてお願いいたします。

その下、常備消防車両の購入費、これが今もあったみたいに、私もあれと思ったんだけど、3台予定されていると。備品購入が1,900万円です。3台だったら、1台当たり600万円ばかりです。6、13、18、そこら辺、単純に見たらあれっと思ったものですから、そこら辺説明をお願いいたします。

○消防総務課長（鶴屋豊文）まず、1点目の常備一般管理費の事項の委託料につきましてですが、一番大きいのが、消防救急デジタル無線保守業務委託で、デジタル無線にかかわるものが2,889万円でございます。それから、指令センターにつきまして2,700万円、その後、防災研修センター、これの保守点検が411万3,000円でございます。

続きまして、車両管理費のはしご車についてですが、はしご車につきましては、平成24年に購入しまして、それから7年ということで、日本消防検定協会が示す消防車両等の安全基準に基づいて行うもので、長期使用する屈折はしご等は、初期の機能及び安全性を確保するためにオーバーホールを定期的実施しなければならないということで、それが7年目ということになっております。金額については、これは、修繕料になりますので、はしご車のオーバーホールが4,650万円、それ以外は、車検、それと修繕等でございます。

それから、3番目の常備消防施設の消毒室についてですが、これにつきましては、南部分署の南側のほうに今車を駐車しているところがあるんですが、そこが約24平米ほどあります。そこに17平米の救急関係に伴う消毒室を設置する予定でございます。中には、救急資機材で使う資機材とか、あるいは滅菌をしたり消毒をしたりする機械、そういうのを入れることになっております。今現在、中央消防署と西部消防署、東部消防署に消毒室を設定しているところでございます。

それから、あと常備消防車両等購入費の事項の質問でございました。今回、3台を更新します。中央消防署の指揮車が約450万円、それから、消防連絡車が約300万円、それから、資機材搬送車が約1,100万円ということで、金額が1,922万円になったところでございます。資機材搬送車につきましては、クレーン等がついた車両でございますので、高額になったところでございます。

○委員（永山伸一）ありがとうございます。確認です。常備消防の3台で1,900万円ということで、今聞けば、資機材搬送車が1,000万円を超えると。ここら辺の購入に際しての入札、そこら辺はどのように予定されていますか。

○消防総務課長（鶴屋豊文）まず、業者自体が、今、6社ほどあります。そこから見積もりをいただいて、そこから設計を立てて、その後、入札契約委員会の中で協議をしていただいて、それで、了解を得た後に入札を行うことになります。

○委員（橋口 芳）消防で使用するホースについて、長期間使用して傷んでいるが、どうにかならないですか。また、ホースの耐用年数はどのく

らいですか。

○消防総務課長（鶴屋豊文）破損したときはすぐ購入するようにしており、また、予備も若干準備をしているところです。あとは耐用年数については、耐用期間というのは、小型動力ポンプとか車とかは、耐用年数が決まっておるんですが、ホースとかについては、決まっていないと思っております。

○委員（橋口 芳）非常備なんですけど、ホースなんかを市の予算で購入してないのがあるんじゃないですか。

○次長兼警防課長（福山忠雄）ただいまの御質問ですけれども、火災現場で使う消防団の方々が使うホースにつきましては、私どものほうで購入しております。今委員おっしゃった、市のほうで買ってないというのは、恐らく操法なんかで使われる後援会のほうで出しているものではないかと考えております。

○委員（橋口 芳）実をいうと、コミュニティで購入しているというのを聞くもんですから、常備についても非常備についても、消防で予算を組んですべきことじゃないかと思うんです。操法にしても一つの業務ですから、予算を組むのが当然だと思うんですけど、どんなもんですか。

○次長兼警防課長（福山忠雄）当然、操法用ということで私どもは購入しておりません。それで、火災現場等で使うホースということで配備しております。その中で、各分団の方々が操法に使って、また、火災現場で使うところもありますし、分団によっては、傷めないようにとか、そういうのもあるんでしょうけども、分団で買われている。それが、今おっしゃいました地区コミというか消防後援会ということになるかと思います。私どもとしましては、現場で足り得る装備は対応しているということで、購入しているということで考えております。

○委員（徳永武次）ちょっと教えてください。防火水槽整備事業の新設の40トンの2基の場所と、それから、恐らくどういうところに水槽を新設されるのかわかりませんが、その土地とか何とかいうのは、借地契約とか何かされるんですか、その辺も含めて教えてください。

○次長兼警防課長（福山忠雄）平成30年度で計上いたしました防火水槽2基でございますけ

れども、1件が、宮崎町に新幹線の車両基地がございますけど、その近辺、それから、もう1件が樋脇町の田代になりますけど、田代ニュータウンの入り口の公園がございますけども、そこに1件新設する予定でございます。

土地につきましては、いずれも市有地でございます、借地ということではございません。

○委員（徳永武次）今までの既存の部分ももうほとんど市有地ということになるんですか。

○次長兼警防課長（福山忠雄）ここは、10年、20年ですけども、私どもが携わった中では全て市有地、いわゆる民間の土地には今のところはつくっておりません。それ以前の、昭和の50年代とか40年代のときには、民間の土地につくった経緯もございます。

○委員（上野一誠）さっき永山委員がはしご車のオーバーホールを質問されたんですが、関連して、オーバーホール期間というのはどのぐらいを見ていらっしゃるんですか。

○消防総務課長（鶴屋豊文）約3カ月から4カ月でございます。

○委員（上野一誠）今はしご車は1台ですか。

○消防総務課長（鶴屋豊文）今、はしご車は、中央消防署に1台配備しております。

○委員（上野一誠）今、薩摩川内市も特に中心部は高層ビルがふえてきて、3カ月の間に何もなきやいいんですけども、そういう意味で、はしご車の保有台数というのが、十分な消防局としての対応、1台ということが対応になるのか、いいのかどうか。あるいは、現在あるはしご車の高層ビルへの対応能力というのは、今建設をされている、それには十分対応できていくはしご車というふうに理解していいんですか。

○消防局長（新盛和久）はしご車の保有台数の件でございますが、これは、消防力の整備指針で決まっております、指針では、30分以内に駆けつけたらいいというふうになっております。したがって、はしご車の保有台数は1台で足りるというふうに認識しております。

オーバーホール期間の話でございますが、まず、南部分署に高所放水車というのがありまして、これは25メートルぐらい届く車両でございます。一般的にはそれで対応できるんだろうというふうに考えております。

3点目の高層建築物が多いということでございますが、一般的に届くのが、11階以上を高層建築物と言うんですけれども、そこまでは届くというふうに思っております。それ以上はどうするかという話でございますが、これは、建築基準法とか消防法の中で非常に厳しい基準になってきます。例えば、スプリンクラーをつけたりとか、連結送水管をつけたりとか、非常用エレベーターをつけたりとかいう部分がございます、今、日本の中で高層建築物の火災の場合に、ほとんどはその1室で終わるような、そういうふうになっておりまして、昨年、ロンドンのほうで高層建築物でいっぱい燃えたのがありましたけれども、ああいったものは、日本の法制度の中では起こらないというふうに言われております。

したがって、行政責任としては、30メートルぐらいまで、そこまでが行政責任で、それ以上は、法律の中でしっかりとつくられる方に安全基準を定めて求めていますので、大丈夫というふうに考えております。

○委員（上野一誠）了解しました。一応オーバーホール期間でも十分対応できるという理解でいいと思う。

もう一点、車庫詰所の件ですが、市内の各分団の数詰所の件ですけれども、今回、そういう形で1件出てますけど、今後の、その必要とされる車庫詰所が何件残っているのか、今後対応しなきゃいかんのか。整備計画というか、その考え方を教えてください。

○次長兼警防課長（福山忠雄）平成30年度でまた新しく設計を立てております。平成30年度でもう一件建築予定しているんですけど、まだこれは予算に上がってきてないところです。今、委員が、おっしゃいました、今詰所が約60カ所ございます。計画的には古いものから、あるいは傷んだものからやってきておりまして、あと、私どもが認識して、計画的に早く進めないのがあと4カ所ほどございます。またそれ以外に、土地が狭い、いわゆる狭隘、あるいは駐車場がないというところも分団のほうから要望を聞いております。これも計画的にまた整備計画をつくりながらはめていく予定でおりますけども、今のところ、私どもが考えているのがそういう状況でございます。

○委員（上野一誠）一応、意見、要望でいいん

ですが、るる状況を踏まえてお考えのようであります。したがって、十分な分団車庫詰所がしっかりとまたそれなりの要望に応えるように、鋭意また努力をしていただきたいというふうに、意見、要望として申し上げておきたいと思います。

○委員長（帯田裕達）意見、要望として受けとめてください。

ほかにありませんか。

○委員（橋口 芳）先ほどの件に戻りますけど、はしご車を整備してから、今まで、はしご車を現場で使った回数、頻度は何回ぐらいですか。

○消防総務課長（鶴屋豊文）平成２４年度に購入してから、平成２８年の８月に、港町のスクランブルの資材置き場がありまして、そこで火災があったときに、火災に対して使用しております。また、演習とか、それから訓練等で、年間約７０回ほど訓練をしたり、演習活用しているところでございます。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。
次に、委員外議員の質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。
ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査に入ります。

まず、当局に説明を求めます。

○次長兼警防課長（福山忠雄）それでは、私のほうから所管事務につきまして、一括して御説明申し上げますので、委員会資料の７ページをお開きください。

まず、１の防災研修センターＸｍａｓ特別企画「親子防災教室」についてです。

防災研修センターの企画展として１２月２４日に、今回で２回目となります親子防災教室を開催いたしました。当日は、２７組７７人の方が参加していただき、親子で防災について学んでいただいたところでございます。

２の平成３０年消防出初式につきまして、平成３０年の新春を飾ります消防出初式を１月６日と７日に市内３会場で実施いたしております。川内

会場では、消防団員、職員の薩摩川内火けし保存会によります、腕用ポンプ、まとい及び木遣り唄に加えて、今回から、はしご乗りを初披露させていただいたところでございます。議員の皆様におかれましては、寒い中御参列いただきまして、まことありがとうございます。

続きまして８ページになります。

３の文化財防火デーに伴う行事につきまして、貴重な文化財を火災等の災害から守るとともに、文化財愛護に関する意識の高揚を図るために、１月２６日を文化財防火デーとして定められており、今回は市内２カ所の文化財保管施設について教育委員会文化課と合同の立入り検査を実施するとともに、川内歴史資料館・まごころ文学館において消防演習を実施したところでございます。

続きまして９ページになります。

４の第３７回消防職員意見発表会について、業務に対する提言や取り組むべき課題等につきまして、自由に発表し、消防業務の諸課題に関する一層の知識の研さんや意識の高揚を図ることを目的に開催しております意見発表会につきまして、今回は職員５７人から応募があり、書類審査を経ました１０人の職員が多くの方々の観覧をいただき実施したところでございます。結果につきましては記載のとおりです。

５の消防署の見学につきまして、保育園、幼稚園の３園を初め各種団体の８団体、２２２人の方々が中央消防署の見学に訪れております。

６の防災研修センター利用状況につきまして、平成２６年７月の開館から２月２８日現在で２万４、４７４人の方々に利用いただいております。来庁された方々の市内外及び年代別は資料に記載のとおりでございます。

今後も引き続き周知広報に努めるとともに、防災研修センターの企画展等を開催し市民の方々の防火・防災意識の高揚を図ってまいります。

続きまして、１０ページになります。

７の各消防署で実施した訓練指導等につきまして、中学生の職場体験学習や下段の自主防災組織等の訓練状況につきまして記載しております。

続きまして、１１ページになります。

８の各種訓練等につきまして、（１）の無人航空機（ドローン）オペレーターの養成講習は、市内の株式会社サンテックから無人航空機（ドロー

ン)の寄贈に伴い、本年4月中旬の運用開始を目指し、またあわせまして航空法に基づく許可・承認を受けるために、オペレーター養成講習を実施するとともに、引き続き、現在計画的に飛行訓練を実施しているところでございます。

(2)の高圧送電線鉄塔作業員救助訓練は、鉄塔作業中の事故を想定し、株式会社九電ハイテックを初めとする関係9事業者の方々と合同で訓練を実施いたしました。

続きまして、12ページになります。

(3)の山岳救助訓練につきまして、湯島町月屋山におきまして、西部消防署が山岳救助の訓練を実施いたしました。

9の消防団員の研修について、消防学校等の派遣研修以外に市内2会場で実施いたしました。研修内容につきましては、資料に記載のとおり外部講師等を招き実施したところでございます。

続きまして、13ページになります。

10の春季全国火災予防運動に伴う主な行事等につきまして、(1)は、各消防署で実施いたしました消防演習等を記載しております。各地域のイベントや消防演習を初め、管轄消防団との中継訓練、機関運用訓練等を行い連携強化に努めております。

なお、3月5日に祁答院分署で近隣の幼稚園・保育園を対象に開催予定でした消防ふれあいデーは、悪天候のため15日(木)に開催予定となっております。

(2)の防火の呼びかけは、市内各店舗及び主要交差点等において、幼年消防隊・消防クラブ、女性防火クラブ、各協会及び消防団員の協力をいただき実施いたしました。

11の優良消防団(竿頭綬)受賞について、3月6日に日本消防協会のニッショーホールにおきまして定例表彰式が開催され、薩摩川内市消防団に竿頭綬が授与され、表彰を受けたところでございます。

続きまして、14ページになります。

平成29年の火災・救急の発生状況につきまして御説明申し上げます。

(1)の表になりますが、平成29年は、火災は56件発生し対前年11件の増、救急は4,388件で過去最多の件数を記録し、対前年37件の増となっております。

同じく右側の小さい表になりますけれども、火災の死者が6人で、対前年5人の増となっております。うち3人の方がごみ焼き・枯草焼き等での着衣着火により、また、建物火災で3人の方が亡くなっている状況でございます。

(2)から(5)の地域別・月別の火災、救急の状況は記載のとおりでございます。

火災種別の件数では、建物火災のうち住宅火災が昨年と比較し6件増加しており、火災損害額の増につながっております。また、草焼き等に関係する林野やその他火災が7件の増となっており、火災件数の増加の要因となっているところでございます。

救急の種別では、急病、転院搬送及び一般負傷で88%を占めており、搬送された傷病者の年齢別では、65歳以上の高齢者の搬送割合が65.4%で、前年より3.6ポイント増加しております。また、程度別では、医師の初診時において軽症、いわゆる入院を必要としない方の割合が34.9%で、前年より0.4ポイント減少しておりますが、今後も引き続き、救急車の適正利用につきまして、さらに周知・広報に努めてまいります。

続きまして、15ページになります。

平成30年の1月から2月末までの火災・救急の発生状況でございます。

(1)の表に記載のとおり、火災は7件発生し前年同時期と比較し12件の減、救急は795件で37件の増となっております。

火災の種別では、建物火災が4件の減、草焼き等に関係します林野・その他火災が7件の減となっております。

以上で、消防局の所管事務の説明を終わります。

○委員長(帯田裕達)ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて、これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

○委員(松澤 力)1点だけ、済みません。ドローンのことで少し教えていただけたらと思います。今、御説明いただいたとおり、オペレーターの養成講習ということをしていただいているんですけども、実際にこの4月中旬からの運用開始ということで、こういった消防活動に実際に使われていくのかということと、また、今後の見込みとして、活用の状況を見ながら広げていくとか、

何か今後のスケジュールとか予定があれば教えていただけたらと思います。

○次長兼警防課長（福山忠雄） まず、ドローンの活用方法ということでございますけども、私どもが考えておりますのが、災害等で大規模災害、あるいは火災救助その他になりますけども、大規模災害では、被災状況の確認であったり、要救助者の捜索、それから、火災では、同じく被災状況の確認、それから、残家確認、あるいは火災調査等で、上空からの画像の監視、それから、救助につきましては、要救助者の確認であったり、要救助者のロープ等の搬送、あるいは救命胴衣等の物件投下ということになります。あとその他、これは、行方不明になりますけども、赤外線カメラを搭載しておりまして、夜間の場合でも、いわゆる山間部、特に見えないところで、上空から発見するという活用を考えております。

現在、オペレーターを6人養成して、既に国土交通省のほうに申請の許可申請を出しております。これが、許可が出るのがおおむね3週間ぐらいということで聞いております。これに伴いまして、時期を見まして、4月中旬ということで先ほど運営開始は申し上げたところでございます。

あと、これ以外に計画的にということでございますけども、当然、私ども、サンテックのほうからいただくときに話をしたのが、こういう災害で、市民の方々のために使うということでいただくということで話しました。あわせて、市としまして、先ほど災害調査と申し上げましたけども、土砂崩れであったりとか、あるいは建物被害であったりとか、当然消防だけではなくて、建設部であったりとかいろいろなところに関係するかと思います。それについて、他部局の運用について、また今後各関係部局と話をしながら、使用することなどをまたルールづくりをしていきたいと、今のところは考えています。

○委員（坂口健太） 1点教えてください。消防団員についてなんですけど、消防団員の方々は、1,300名前後いらっしゃるということなんですけれども、これらの方々が、大型特殊車両とか、そういった資格を持っていられるかどうかというのを把握をされているのかということと、されているのであれば、そういった方々を非常備消防のときにおいて、より活躍していただくような

制度とか、そういったものを考えておられるのかなということをお示してください。

○次長兼警防課長（福山忠雄） 今御意見ございました消防団員の方の資格でございますけども、私どもとしましては、今のところ、はっきりと把握、調査しておりません。

今、委員おっしゃったんですけど、私どももまた有効活用ということも含めまして、今度4月にまた分団長会議等をいたします。そのときに持っていられる資格というのを、こちらで調査したいと考えております。また、あわせて、昨年の3月から運転免許の制度が変わりまして、準中型という新しい免許も入ってきました。昨年の3月から初めてとられた方というのは、普通免許か準中型をとられるわけですが、そのときに普通免許を持っていられる方というのは、今、私どものほうで92台、消防団の車両があります。そのうちに、準中型、いわゆるポンプ車になります。ポンプ車は準中型の免許を持たないと乗れなくなるということになっておりますので、これが26台今持っておりますけども、そういうのも含めまして調査をしたいと考えております。

また、免許の確認なんですけれども、これにつきましては、各分団に3名ないし4名、機関員を任命していただいておりますけど、その方々については、免許証のコピーを確認ということでやっているところでございます。

○委員（橋口 芳） コンビニ受診をするということで、病院関係にお金を払わないといけないということになるんですが、そのコンビニ受診の制度を始めて、救急出動が減ったのかどうかも、今後統計をとっていただきたいと思います。

それから、出初式で消防団の方がいろんなことをされて、見物している分には本当にいいんですが、その分、消防団に負担がかからないのか、消防団員の方に、そういうことも調べてもらいたいんですけど。

○次長兼警防課長（福山忠雄） コンビニ受診、いわゆる軽症者の関係ですけど、先ほど申し上げましたとおり、軽症者の搬送率というのが、今現在34.9%ということで申し上げました。合併してからですけども、統計をとりますと、平成17年が42.2%ということで、このときが一番多かったわけですが、これから、平成

21年度にいろいろと市民福祉部とも協議をしまして、チラシを配布したりとかやっております。だんだん今下がってきておりまして、現在は34.9%。御参考までに申し上げますと、全国の平均が平成28年度になりますけども、49.3%が全国の平均、軽症者の搬送率が約半分ということになります。鹿児島県の場合が37.7%、これは、都道府県で一番低いパーセント。私どもとしましては、何とか県平均よりはまだ下げていかないといけないということで、まだ今後も、委員おっしゃるとおり、統計はとっていきたいと考えております。

それから、あと消防団の出初式、いろいろと行事が多くなってきた場合の負担ですけども、出初式等に関しましては、各分団からまた御意見をいただいて、いろいろな面で改善をしていきます。今、また出初式で演技をしていただいた方々、薩摩川内市火けし保存会ですけども、約120名の職員、団員で構成しております。この方々につきましても、いろいろと無理がいかないように、訓練計画等も、各隊員の責任者がおりますので、そこは、火けし保存会とまた協力しながら、無理のいかないような活動をしていきたいと考えております。

○消防局長（新盛和久）出初式で、今次長が答えたように、火けし保存会の件だというふうに思うんですけども、出初式が終わった後、反省会をいたしまして、保存会の消防団員の方々と飲む機会がございました。そのときに、ああいうことをして、非常にやりがいが出てきたと。もう皆さん負担ではなくて、やりがいのほうに気持ちがいつているので、今委員がおっしゃったように、負担とかで、そういう部分は全くないというふうに考えております。

○委員（橋口 芳）消防団員の方、なかなか入団することは少なくなっているんじゃないかと思うんです。局長が言われたように、やりがいがあるというふうになっていけばいいんですけど、それが、せんにやいかんたっちょとなれば、消防団員の方も自主的に入ってこようとはしないんじゃないかと思うんです。できれば、消防団員の方、下の人たちです。幹部の人たちは、もうそれはやればやっただけいいと言います。ところが、下の兵隊さんたちが、本当にやりがいのある、そうい

う団の活動というのが必要じゃないかと思うんです。そういうのを含めて検討していただきたいと思います。

○委員長（帯田裕達）意見、要望です。ほかにありませんか。

○委員（上野一誠）今の出初式ですけど、ことは、いわばはしご乗りがあつて、その流れ的には、その表彰の時間を縮めたと。その中で、はしご乗りの時間が幾らかかるかわからんけど、何かそういうのが調整されたのかなという思いがあり、参加をしております。したがって、火けし保存会という形でスタートをしているので、これはよりやっぱり出初式にとっては、非常にふさわしいのかなというふうに思いますから、ぜひ一つ頑張ってもらいたいというふうに思います。

それと、1点小さなことなんですけど、やっぱり消防、1月初めなので、非常に寒い日が続くので、そうしたときに、トイレの数が少し少なくて、もう結構並んでいるんです。だから、いつもその辺の御判断はあるんでしょうけど、もうみんな待って、結構いろいろ声があつたので、もうちょっと柔軟に、トイレの数が必要じゃないかと思うんですけど、どうですか。

○次長兼警防課長（福山忠雄）まことに申しわけございません。先ほど話ししましたけども、消防出初式の御意見として、各分団職員からも含めてですけどもいただきました。その中でトイレが少ないという複数の御意見がございました。今現在、9台借りておりまして、約5カ所に分散してやっているんですけども、どうしても、来賓の方、一般の方々につきましても、その都度、したいときには出れるんですけども、消防団員の方々がするチャンスというのは、ちょうどその演技をするときに、分かれるときにされる方が多くて、非常に並ぶというか、そういうのもございます。

私どもとしましては、来年からそういうことがないように、1.2倍とは言えませんが、皆さん方にそういう御意見いただいて、また場所も含めて、改善していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（杉藺道朗） 済みません、ありがとうございます。2点ほどちょっとお聞かせください。

1点目に、救急現場に出動された際に、以前とか、今も活用されていると思うんですが、救急医療情報キット、これが出動現場において活用された事例があるのか。あれば、その件数等も教えていただければと思います。

それから、2点目に、実は、せんだって、たまたま訪問先の高齢者の女性のお宅でしたけど、救急事案が発生をいたしまして、早速救急車を要請して隊員の方に来ていただきまして、病院のほうに搬送というふうになったんですけれども、ただ、受け入れ先がなかなか決まらなくて、これは、先生がいなかったりとか、いろんな事情があったと思います。かなり現場で長い時間待機をしておりました。地域の方々も、まだやろうかいというふうな不安みたいな感じで出てこられるし、私どもも通報してずっともうまた病院が決まるまでは、その後、病院まで追っかけていったんですけれども、そういう事象がまああるのかなというふうに思うんです。そこらあたりの実態的なものをちょっと教えていただきたいと思います。

これが、重篤な救急、いわゆる脳血管障害とか心筋梗塞、そういう部分であれば、当然市民病院なりでしっかり対応ができると思うんですけれども、幸い、幸いというとおかしんでしょうけど、骨折事故であったんですが、そういう状況から少し心配したところがありました。救急隊員の方とそこでもちょっとお話したところであったんですけれども、現状等を含めて教えていただければと思います。

○次長兼警防課長（福山忠雄） まず、1点目の救急医療情報キットの件でございますけども、これについては、昨年、最初購入した分が全部はけまして、平成29年度で1,500セットぐらい購入いたしました。そのときに、独り暮らしの、いわゆる65歳以上の方の希望ということで最初は始めたんですけれども、やはり、老老介護であったりとか、二人暮らしでもやっぱり不安だという、そういう声もありましたので、それが、4月の自治会長の説明会であったりとか、そういう機会をいただいて、希望する方にはもう全部配布しますということでやっておりまして、今現在約4,000件ございます。それについては、

100%じゃないですけども、指令センターの地図上に全部おとしてありまして、あった場合には、救急隊のほうも同じ画面を見て、必要があれば見るということになっています。

件数というのは、ちょっと抑えてはないんですけども、そういう状況で使っているということで御認識していただければ。

あと、救急の紹介件数ですけども、おっしゃるとおり、なかなか見つからない。必然的にはかかりつけであったりとか、家族の希望であったりとかという、そこから当たっていきます。それがだめな場合は、専門の病院とか、そういうのに当たっていきます。重症とか、そういう場合については、一応どこが見るというのは決めてあるんですけども、おっしゃいましたいろいろなパターンがありまして、その中で、軽症の場合でも、中等症の場合でも、やはり、たまに3件とか4件というのがございます。ちょっと手元に資料がないので申しわけないんですけども、よく以前言われました、たらい回しということは、今現在はないんですけれども、病院が決まるまではまだ若干時間がかかる。また、曜日とか時間でもありますけども、今一番私どもが医師会のほうとも協議をしているんですけども、土曜日の昼から、ちょうどもう先生方が土曜日午前中で病院が終わって、夕方、いわゆる夜間当番が始まるまでの時間というのが、なかなかドクターがつかまらないというような状況が今のところはございます。これについては、また医師会の方々とも、先生方とも話をして、何とかうまくいくようにやっている現状でございます。

○議員（杉藺道朗） 救急医療情報キットについては了解しました。

救急現場の出動の現状についても今答弁がありました。なかなか出ない中で、患者の方が、あいた、あいた、とかいうのがあったりとかいうふうに聞きましたので、その中で、救急隊員の方は、患者の方というか、けがされた方を励ましながらか、しっかり見守っていただいている。ただ、現場として、なかなか受け入れ先が決まらない状況下は、今後においても発生する可能性はありますので、そこらあたりはしっかりまた連携ができる形で努力をしていただければなというふうに思います。

○委員長（帯田裕達） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、消防局を終わります。

ここで休憩します。

~~~~~

午前 1 1 時 1 0 分休憩

~~~~~

午前 1 1 時 1 3 分開議

~~~~~

○委員長（帯田裕達）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△社会教育課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、社会教育課の審査に入ります。

△議案第 5 7 号 平成 2 9 年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）それでは、審査を一時中止しておりました議案第 5 7 号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○社会教育課長（十島輝久）それでは、平成 2 9 年度薩摩川内市一般会計補正予算について説明いたします。

予算に関する説明書の 4 7 ページをお開きください。

1 0 款教育費 5 項社会教育費 1 目社会教育総務費の 7 6 万 5, 0 0 0 円の増額につきましては、人事院勧告に伴います給与費の補正によるものです。

同じく、3 目公民館費の 1 4 万 9, 0 0 0 円の増額につきましても、同様の理由による補正によるものでございます。

以上で、説明を終わります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第 3 9 号 平成 3 0 年度薩摩川内市  
一般会計予算

○委員長（帯田裕達）次に、審査を一時中止してありました議案第 3 9 号を議題とします。

まず、部長に概要説明を求めます。

○教育部長（宮里敏郎）それでは、まず、教育部全体として御説明申し上げます。平成 3 0 年度当初予算につきましては、教育振興基本計画の後期 4 年目として、集大成を迎える年であることから、それぞれの教育施策の達成状況を見きわめ、課題も踏まえながら、目標達成に向けた効果的な取り組みを検討いたしました。

具体的には、新学習指導要領への円滑な移行、小中一貫教育の充実、東郷学園義務教育学校の建設と開校準備、コミュニティスクールの全校実施に向けた取り組み、二学期制導入の研究推進、青少年教育や家庭教育、生涯学習の充実、伝統文化の保存継承など文化事業の推進など、これらを中心に、薩摩川内市の教育のさらなる充実を目指して予算編成を行っているところでございます。

それでは、社会教育課について御説明申し上げます。

市民一人一人が充実した人生を送るため、現代的課題に対応した家庭教育、青少年教育、成人教育等に関する各種施策の充実に努めます。特に家庭教育の重要性に鑑み、市家庭教育学級推進事業ガイドラインに基づく家庭学級の充実や、子育てサロン事業の推進とともに、学校、家庭、及び地域と連携し、親自身が学ぶ機会の充実を図ります。また、学校支援ボランティア活動を拡充するとともに、わくわく薩摩川内土曜塾の充実を図ってまいります。さらに青少年健全育成や少子・高齢化社会における社会教育の推進に努めます。

また、中央公民館、地域公民館において、多様化する市民のニーズに柔軟に対応した講座等を開設するとともに、施設の適正な管理運営に努めます。

では、主な事業を当初予算概要で説明いたします。

予算概要の 1 1 8 ページをお開きください。

まず、下段の青少年対策事業でございますが、青少年の健全育成や非行防止、郷土への愛着推進の醸成等を図るものでございまして、北海道ニセコ町との交流事業では、今回は市内の小・中学生を北海道ニセコ町のほうへ派遣することとしています。そのほか少年愛護センターにおいて、街頭

補導、相談事業等を行ってまいります。

次、119ページをお開きください。

上段の親の育ちが子の育ち推進事業は、幼稚園、小・中学校において家庭教育学級の開設や、子育てサロンの設置を行うものです。

中段の中央公民館・地域公民館講座等事業は、市民の学習活動を推進するため、中央公民館、地域公民館及び地区コミュニティセンター等において市民大学講座等を実施するものであります。

120ページをごらんください。

上段の中央公民館・地域公民館管理事業は、適正な施設管理に係るもので、今回は、全体的に老朽化している中央公民館、併設する中央図書館及び地域にある地域公民館の今後の有効な維持管理を行うため、施設の現地調査を行い、改善計画を策定することとしております。

中段の中央公民館・中央図書館改修事業は、施設設備の老朽化、耐用年数の経過に伴う改修工事を、下段の地域公民館改修事業は、老朽化の激しい地域公民館の施設設備等の改修を行うものであります。

この後、課長より予算調書の方で説明をしますのでよろしくお願いします。

○委員長（帯田裕達）次に、当局の補足説明を求めます。

○社会教育課長（十島輝久）それでは、予算調書の250ページをお開きください。

10款教育費5項社会教育費1目社会教育総務費の社会教育管理費につきましては、社会教育の推進にかかる経費で、事業費は、1億3,748万6,000円でございます。主なものは、社会教育委員16人、社会教育指導員4人、行政事務嘱託員9人の報酬及び職員14人分の人件費等が主なものでございます。

次に、下段のほう、社会教育振興費の事業費は412万5,000円で、家庭教育学級の設置・運営、並びに成人団体の育成に要する経費で、主なものは、家庭教育学級の講師や学級主事などへの謝金、また、PTA連合会及び、女性団体運営補助金でございます。

次のページ251ページでございます。

青少年対策費1,706万4,000円につきましては、街頭補導や愛護委員連絡会など、青少年の健全育成事業や成人式に要する経費で、主なも

のは、青少年問題協議会委員10名、青少年教育指導員4人及び、市内全域に配置しております少年愛護委員93名分の報酬や青少年フレッシュ体験事業業務委託として、ニセコ町への児童・生徒の訪問に係る経費、及び子ども会育成連絡協議会運営補助金などでございます。

次に、同じく251ページの下の段でございます。

10款教育費5項社会教育費3目公民館費の中央公民館費8,307万4,000円は、中央公民館・中央図書館の維持管理、各種講座等に係る経費で、主なものは、職員3名の人件費及び市民大学講座等の講師謝金、そのほか中央公民館・中央図書館清掃業務委託と中央公民館・中央図書館の電灯・動力設備改修工事、また、県公民館連絡協議会負担金などでございます。

次に、252ページでございます。

地域公民館費6,591万1,000円は、地域公民館の維持管理、各種講座等に係る経費で、主なものは、行政事務嘱託員4名、上甕コミュニティセンター管理業務嘱託員等の報酬、市民大学講座講師謝金、樋脇公民館ほかの管理清掃業務委託及び東郷公民館非常灯・誘導灯の取りかえ工事などでございます。

次に歳入について説明をいたします。予算調書の70ページでございます。

14款使用料及び手数料1項使用料7目教育使用料4節社会教育使用料214万5,000円につきましては、中央公民館、地域公民館使用料及び行政財産使用料などが主なものでございます。

次に、16款県支出金2項県補助金8目教育費補助金4節社会教育費補助金25万円につきましては、平佐東小学校の放課後子供教室事業に対するかごしま地域塾推進事業補助金で、補助率は、3分の2でございます。

次に、17款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入1節土地建物貸付収入7万3,000円は、中央公民館に設置されております自動販売機の貸地料です。

次に、21款諸収入5項雑入4目雑入1節雑入253万5,000円につきましては、公衆電話、電気水道料などの実費収入及び市民大学講座受講料などが主なものでございます。

以上で、説明を終わります。



○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（永山伸一）1点だけ。社会教育団体への補助金の関係で、平成29年にあったその補助金、行政改革推進委員会が補助金等の評価報告をしていますけど、これ社会教育団体だけじゃないんですけど、運営補助金の関係で、補助対象経費をうたってありますが、補助対象経費ではない、その役員手当と指摘を受けております。その補助金を充当することがないように自己資金を確保されたいという御意見が出ています。そこら辺を、平成29年度そういう指摘がありますんで、平成30年度補助金を交付の際は、しっかりと関係団体のその収支を確認しながら、適正な執行に努めていただきたいということを意見として申し上げておきます。

○委員長（帯田裕達）意見です。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査に入ります。

今回当局からの報告事項は予定しておりません。それでは、所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（坂口健太）人権教育にかかわることが社会教育課の事務分掌の中にあると思うので、質問をさせていただきたいんですけども。精神的な障害を持たれた方が入院をされていて、退院をされてくるときに、御家族の方々の理解というのがそうなんですけれども、それまで住み暮らしてきた地域に戻ってきて、また、その中に溶け込んでいくというのは、やっぱり人権教育とかそういったものが必要だと思われるんですが、精神障害者の地域移行にかかわる人権教育等は、現在社会教育課はされているのかということをお伺いしたいと思います。

○社会教育課長（十島輝久）社会教育課の市民大学講座の中では、人権は当然もう基本中の基本になりますので、若干そういうのも入っているとは思いますが。それと、あと現在、そういう地域においては、各学校に家庭教育学級というのを設置してもらっておりますので、そこで人権教育については、必ずそういうのも入れるようにということでは指導をしているのが現状でございます。

○委員（坂口健太）この精神障害を持たれた方々の地域移行というのは、非常に今大きな課題になっております。御認識だと思えますけれども、ですので、地域の方々であつたり、そういった方々を対象に、地域移行に関する講座であつたりというのを行って、全ての人たちが、人権教育、精神的な障害を持たれた方々、とりわけ退院されてくる中の55%の方が、統合失調症の患者であるというような話もありますので、そういった方々への理解を得られるような人権講座をされることを意見要望として申し上げております。

○委員長（帯田裕達）意見、要望、答弁はありますか。

○社会教育課長（十島輝久）大変重要なことですので、平成29年度から、これまでも若干やっていたんですけど、集中的に職員に対する人権教育の研修を、月2回ほど、30分程度ですけど、ビデオを視聴したりとか、そういうのをやって、職員全体の人権意識を高めようという試みは、平成29年度について実施しております。それらをいろんな意味で各担当部署で広げていければなというふうには考えております。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、社会教育課を終わります。

ここで休憩します。

~~~~~

午前11時29分休憩

~~~~~

午前11時30分開議

~~~~~

○委員長（帯田裕達）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△議案第57号 平成29年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）それでは、審査を一時中止しておりました議案第57号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○中央図書館長（本野啓三）

議案第57号平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算予算に関する説明書（第7回補正）の47ページをお開きください。

10款5項4目図書館費では、16万1,000円の増額につきましては、人事院勧告に伴う一般職の勤勉手当の引き上げ等によるものでございます。

以上で、説明を終わります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第39号 平成30年度薩摩川内市
一般会計予算

○委員長（帯田裕達）次に、審査を一時中止してありました議案第39号を議題とします。

まず、部長に概要説明を求めます。

○教育部長（宮里敏郎）中央図書館では、市民に親しまれ、市民が集う図書館づくりを目指して、利用者目線に立った魅力ある図書館資料の整備・充実や館内展示、施設整備に努め利用の促進を図ってまいります。

また、視聴覚ライブラリーでは所有する機材・教材の適切な維持管理と積極的な貸し出しによる利用促進に努めるとともに、研修会等の開催により視聴覚教育に関する知識の普及に努めてまいります。

では、主な事業を当初予算概要で説明いたします。予算概要の125ページをお開きください。

下段に図書館資料整備事業がございます。これは、市民の生涯学習・社会生活に役立つ図書資料

として一般図書、児童図書を購入するものでございます。

その後、館長のほうから予算調書の説明をいたしますのでよろしくお願い申し上げます。

○委員長（帯田裕達）それでは、当局の補足説明を求めます。

○中央図書館長（本野啓三）それでは、歳出から説明いたします。

予算調書の259ページをお開きください。

上段の10款5項4目事項図書館管理費は、図書館職員の人件費及び図書館の管理運営に係る経費8,517万3,000円であります。

経費の主な内容は、図書館協議会委員及び、東郷・祁答院分館の行政事務嘱託員2名分の報酬、職員3名分の人件費のほか、中央図書館窓口等業務委託料、図書館の運営に係る電算システムの保守業務委託料及び賃借料、一般図書、及び児童図書の図書購入費、日本図書館協会負担金等であります。

なお、昨年度の当初予算と比べまして、予算が3,100万円余りふえておりますが、これは、薩摩川内市民まちづくり公社の委託料金制の施設に係る人件費について、財産活用推進課から補助金により支出していたものが、各施設の所管課に割り振られたことが主な理由でございます。

次に同ページの下段、10款5項5目事項視聴覚ライブラリー費は、視聴覚ライブラリーの管理運営に係る経費76万5,000円であります。経費の主な内容は、視聴覚ライブラリー運営審議会委員の報酬、プロジェクター・DVDなどの機材・教材の購入費、県視聴覚教育連盟への負担金等であります。

続きまして、歳入について説明いたします。

予算調書の75ページをお開きください。

21款5項4目の雑入23万1,000円は、郷土史等の販売及びコピー代の収入金を計上したものでございます。

以上で、説明を終わります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査に入ります。

今回当局からの報告事項は予定しておりません。それでは、所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（坂口健太）ちょっと利用状況についてお伺いしたいんですけれども、小学生や中学生、一般の方々も含めて、人口が減っているの、利用者数自体減っているかと思うんですけれども、1人当たり年間どれぐらいの冊数を、書籍を借りられているのかということ認識しておられるかということをお教えいただいて、どういったような横ばいなのか、どんどん下がっているのか、どんどん利用率が上がっているのかということもお示しいただければと思います。

○中央図書館長（本野啓三）中央図書館だけのデータでございますが、この10年でピークが入館者数でいいますと、平成22年度がピークでありまして、年間14万5,000人余りです。貸し出し冊数につきましては、ピークが平成23年の41万6,000冊余りでございます。

平成28年度の実績でいいますと、入館者数が約10%ほどおちておりまして、13万670人余り、貸し出し冊数が17%減になりまして、34万6,382冊でございます。

これを1年間の実績でいいますと、1日約306人の利用がございまして、776冊の貸し出しを行っているところです。

このちょっと貸し出しの凋落につきましては、いろんな理由がございまして、駐車場が狭いとか、館内が狭く古くなってきたということもありますが、施設の老朽化もですが、趣味嗜好の多様化で、借りたい本がないとか、予約が長期に待たされるなどの運用上の問題も含めまして、いろんな要件が重なっていると思います。

○委員（坂口健太）先ほどの事業内容とも重なってくるんですが、一般図書が約4,770冊、児童図書が約2,600冊また今年度整備するということなんですけれども、こういった本が欲し

いとか、そういうような要望を中央図書館のほうでもいただくことがあると思うんですけど、どれぐらい応えられているものなのかと、お伺いしてよろしいですか。

○館長代理（平山真理）利用希望の多いものにつきましては、館内に利用者の購入希望の用紙を置いてございまして、それを生かして、購入検討委員会において、また、ほかの本との整備状況を見まして購入しております。1月当たり30冊を購入しております。

○委員（徳永武次）新図書は毎年買われるんですけど、廃本とか、それから、例えば、移動図書に回すとか、そういう状況はどうなっているんですか。

○中央図書館長（本野啓三）当然、館内のスペースの状況もございまして、そういうことも含めまして、古くなった本等は、当然どうしても使えないようなものは廃棄ということはあるんですが、毎年図書館フェスタにおきまして、リサイクル本としまして、利用者の皆さんに、好きな本を持っていってくださいということで提出をしております。また、図書館フェスタだけでなく、もう1回年内に、大体2回ぐらいはそういう取り組みをやっているということです。

○委員（徳永武次）それは、金額的には販売とかそういうのもされるんですか。

○中央図書館長（本野啓三）いや、無償でやっております。

○委員（坂口健太）今の徳永委員の質問に関連してなんですけれども、図書館フェスタ等々で無料で配布をして、どうしても余ってくるものがあるわけですね。そういったものの処分方法というのはどのようになっているんですか。

○館長代理（平山真理）市民提供で残りました分は、地区コミュニティや自治会等にも打診をいたしまして、それでも、児童クラブ等でも引き取っていただけないものにつきましては、もう廃棄処分ということで処置をいたしております。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、中央図書館を終わります。

ここで休憩をします。

~~~~~

午前 1 1 時 4 1 分休憩

~~~~~

午前 1 1 時 4 3 分開議

~~~~~

○委員長（帯田裕達）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△少年自然の家の審査

○委員長（帯田裕達）次は、少年自然の家の審査に入ります。

△議案第 5 7 号 平成 2 9 年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）それでは、審査を一時中止しておりました議案第 5 7 号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○少年自然の家所長（峯 満彦）予算に関する説明書資料の 4 7 ページをお願いいたします。

1 0 款 5 項 6 目少年自然の家費の補正額の増額は、人事院勧告に伴う職員給与等を補正要求するものでございます。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第 3 9 号 平成 3 0 年度薩摩川内市  
一般会計予算

○委員長（帯田裕達）次に、審査を一時中止してありました議案第 3 9 号を議題とします。

まず、部長に概要説明を求めます。

○教育部長（宮里敏郎）少年自然の家では、ふるさとの恵まれた自然の中で、集団宿泊、自然探求、野外活動等の体験活動を通して心身を鍛錬し、情操及び社会性を豊かにする薩摩川内っ子の育成に努めてまいります。

では、主な事業を当初予算概要で説明いたします。予算概要の 1 2 5 ページをお開きください。

中段になります。一つの事業だけです。少年自然の家では、仲間との友情を深め、思いやりのある心や強い精神力を養うことを目的に夏・冬にアドベンチャー事業を小中高校生を対象に行っております。平成 3 0 年度、夏は上甕島で、冬はさつま町で実施する予定でございます。

この後、所長より予算調書の説明をいたしますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（帯田裕達）それでは、当局の補足説明を求めます。

○少年自然の家所長（峯 満彦）まず、歳出から御説明申し上げます。予算調書の 2 5 8 ページをお開きください。

1 0 款 5 項 6 目社会教育費に計上しております。事項少年自然の家管理費は、職員の人件費及び少年自然の家の維持管理に係る経費でございます。

主なものにつきましては、運営協議会委員 1 0 人、嘱託指導員 7 人、施設管理補助員 1 人、宿直警備員 2 人、養護教諭業務嘱託員 1 人の報酬、職員 6 人の給料等にかかわる経費のほか、光熱水費、冒険の森改修等、浄化槽維持管理業務委託等に関する経費でございます。

委託料につきましては、表記してございます浄化槽管理業務のほか、庁舎清掃業務、庁舎警備業務委託等 1 3 件分の経費でございます。

負担金等につきましては、九州地区青少年教育施設協議会、県キャンプ協会の負担金 2 件分でございます。

次に、下段事項少年自然の家事業費は、少年自然の家が主催する夏・冬のアドベンチャー事業や寺山こどもの日フェスタなどの主催事業に係る経費でございます。経費の主なものにつきましては、講師謝金、消耗品費、トラック等の賃借料が主なものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。予算調書 7 4 ページをお開きください。

1 4 款 1 項 7 目使用料社会教育使用料の予算額 2 0 3 万 9, 0 0 0 円は、少年自然の家使用料及び電柱・電話柱等の行政財産使用料でございます。

1 7 款 1 項 1 目財産運用収入の 2 万 9, 0 0 0 円は、自動販売機設置に伴う貸家料でございます。

21款5項4目雑入の42万9,000円は、私用電話料、夏・冬のアドベンチャー事業等参加実費徴収金、食堂や自動販売機の電気料実費徴収金及びコピー代実費収入金等でございます。

続きまして、当初予算に関連することから、平成30年度の主な主催事業について御説明いたします。総務文教委員会資料の1ページをお開きください。

平成30年度は、19事業49本の主催事業を予定しておりますが、本資料には、看板事業の夏・冬のアドベンチャー、寺山こどもの日フェスタを初めとする主な事業を記載しております。

新年度、新規事業等はございませんが、開所30周年と累計利用者100万人突破を果たした平成29年度事業の継続とさらなる内容の充実等を図りながら、本所の目的である青少年の健全育成と一般市民の皆様の生涯学習と生きがいの支援に関係各課やせんだい宇宙館との連携も図りながら努力を引き続き続けていきたいと考えております。

以上で、平成30年度の主な事業計画を含めた当初予算についての説明を終わります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（徳永武次）歳入の部分で、アドベンチャーの参加実費徴収金というのが32万5,000円でありますけど、これは保険料とか、そういうのは入っているんですか。

○少年自然の家所長（峯 満彦）保険料は別でございます。

○委員（徳永武次）歳出の分の保険料はどこに出てくるんですか。

○少年自然の家所長（峯 満彦）歳入には入らずに、当日の受付のときに保護者から個人で支払っていただいております。全員強制という形ではなくて、入ってくださいというお願いはいたしますが、そういうふうな受付で当日支払っていただいております。

○委員（徳永武次）もちろんこれだけの事業ですから、当然全員加入ですよ。

○少年自然の家所長（峯 満彦）冬のアドベンチャーも、自転車の保険が10月から適用されるということで、そのことも伝えて連絡をして、

保護者に伝えたんですが、夏も冬も全員加入していただいております。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

#### △所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査に入ります。

今回当局からの報告事項は予定しておりません。それでは、所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、少年自然の家を終わります。

ここで休憩します。再開はおおむね13時といたします。

~~~~~

午前11時51分休憩

~~~~~

午後 0時59分開議

~~~~~

○委員長（帯田裕達）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△教育総務課・学校施設整備室・学校教育課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、教育総務課、学校施設整備室及び学校教育課の審査に入ります。

△議案第17号 薩摩川内市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（帯田裕達）それでは、議案第17号 薩摩川内市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○学校教育課長（熊野賢一）議案つづり

17の1ページをお開きください。

議案第17号薩摩川内市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

提案の理由につきましては、本会議において部長が説明いたしましたので省略させていただきますが、改正の具体的な内容などにつきまして御説明いたしますので、教育部の議会資料1ページをお開きください。

1の条例改正の趣旨でございますが、市立幼稚園保育料の多子軽減を拡充するものでございます。

2の保育料の多子軽減措置の内容でございますが、平成27年度から国が示した保育料徴収基準に従いまして、小学校3年生以下を第1子としてカウントし、幼稚園児が第何子かによって保育料を定めておりまして、第2子半額、第3子無料としております。

ただ、平成28年度からは、国の幼児教育の段階的無償化に沿って、年収約360万円未満世帯につきましては、小学校3年生以下を第1子とするカウント方法を撤廃し、実際の長子からカウントして園児の保育料を定める多子軽減制度が導入されております。

今回の多子軽減措置につきましては、軽減措置のない、年収約360万円以上世帯にも多子軽減を拡充し、全世帯に生計同一の実際の長子からカウントして保育料を算定するよう改めるものでございます。

なお、平成30年度の入園が確定しておりませんので、対象人数、軽減額はあくまでも試算でございますが、市立幼稚園では軽減される園児数が60人程度で、年間200万円程度の軽減、歳入減を見込んでおります。

この多子軽減につきましては、子育て支援課所管になりますが、私立幼稚園、認定こども園、保育園につきましても、御説明しました市立幼稚園の改正案と同様に、実際の長子からカウントする方法に改めるように進めているところでございます。

最後に、3の負担軽減措置の適用についてでございますが、議決いただきましたら、この4月分の保育料から適用させたいと考えております。

以上、議案第17号薩摩川内市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第57号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）次に、審査を一時中止しておりました議案第57号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○教育総務課長（小原雅彦）予算に関する説明書の43ページをお開きください。

第7回補正予算、10款1項2目事務局費の240万4,000円の増額は、事項、事務局管理費で事務局職員の人事院勧告に伴う給与等の増額補正であります。

続いて、44ページをお開きください。2項1目小学校管理費の77万8,000円の増額は、事項、小学校管理費で、小学校学校主事の人事院勧告に伴う給与等の増額補正であります。

続きまして、45ページをお開きください。3項1目中学校管理費の52万1,000円の増額は、事項、中学校管理費で、中学校学校主事の人事院勧告に伴う給与等の増額補正であります。

続きまして、46ページをお開きください。4項1目幼稚園管理費の129万8,000円の増額は、幼稚園教諭の人事院勧告に伴う給与等の増額補正であります。

○学校教育課長（熊野賢一）学校教育課に係る補正予算の歳出予算について御説明いたします。

予算に関する説明書の48ページをお開きください。

10款6項3目給食センター費、事項、給食センター管理費37万7,000円の増額は、人事院勧告に伴う給与費の補正によるものでございます。

以上、学校教育課に係る平成29年度第7回補正予算の説明を終わります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第39号 平成30年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（帯田裕達）次に、審査を一時中止してありました議案第39号を議題とします。

まず、部長に概要説明を求めます。

○教育部長（宮里敏郎）まず、教育総務課、学校施設整備室では、幼稚園、小学校、中学校における教育の円滑な推進を図るとともに、学校施設の計画的な整備を推進するために、学校施設長寿命化計画の策定を行います。

また、就学支援など保護者への経済的支援も行っています。

東郷学園義務教育学校につきましては、平成31年4月の開校に向け、校舎などの整備のほか、諸準備の円滑な実施に努めます。

学校教育課では、郷土の自然や歴史、文化に根差した小中一貫教育を初めとする、薩摩川内らしい特色ある教育活動を推進します。さらに、新学習指導要領移行期への円滑な対応と2学期制導入に向けた検討、準備を進めています。

また、学校給食においては、衛生的な施設設備のもと、地元食材を活用し、安全で栄養バランスのとれた給食の提供に努めています。

では、主な事業を当初予算概要で説明いたします。予算概要の113ページをお開きください。

まず、教育総務課になります。上段の閉校跡地等移行管理事業は、ことし3月で閉校する陽成小、朝陽小、大馬越小、高江中学校の施設の維持管理を行うとともに、閉校跡地の利活用を推進するために、電気設備等の切りかえ工事や老朽化した校舎の解体等を行います。

次に、114ページをお開きください。中段の教育用パソコン整備事業では、ICTを活用した教育を推進するため、各小学校のパソコン室に設置しているパソコンを年次的に更新するもので、下段の学校ICT環境整備事業は、各教室に設置している教室用のノートパソコンを平成29年度から平成31年度の3カ年で年次的に更新するものです。

115ページをお開きください。次、学校施設整備室になります。

上段の学校施設長寿命化計画策定事業は、学校施設等の効率的かつ円滑な整備を計画的に進めるための長寿命化計画を策定するもので、平成29年度は実態調査を実施いたしました。平成30年度は実施計画、運用方針を策定することになります。

中段の東郷地域小中一貫校整備事業は、東郷学園義務教育学校を整備するもので、校舎等及び屋内運動場建設につきましては、平成29年度既に着工しており、平成30年度は継続事業として実施してまいります。

なお、校舎等の工期は、いずれも11月末までの予定であります。

さらに、平成30年度は、太陽光、自家発電、プール建設、外構工事のほか、グラウンドの夜間照明、普通教室への空調設備の整備等を行う予定となっております。

次は、学校教育課の事業になります。

116ページをごらんください。

上段の特別支援教育支援員配置事業は、市立幼稚園、小・中学校の通常学級等に在籍する教育上特別に支援を要する障害のある幼児・児童生徒に対し、特別支援教育支援員を配置するもので、44人を配置することとしております。

下段の学校運営協議会制度導入研究事業は、学校と保護者、地域がともに知恵を出し合い、意見等を学校運営に反映させる学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティ・スクールを運用、導入するもので、平成30年度はこれまで導入している地区に加え、新たに入来中、海陽中、海星中校区で導入を開始し、さらに平成31年度からの導入を目指して、平成中、祁答院中校区で研究・準備を進めることとしております。

117ページをお開きください。中段になります。

すが、小中一貫教育推進事業は、市内全中学校区で連携型の小中一貫教育を推進し、小学校英語教育の充実やふるさと・コミュニケーション科による各学校の特色ある教育活動を推進するもので、平成30年度は新学習指導要領により、平成32年度から導入される小学校英語科を前倒しして実施するため、これまでのゲストティーチャー、これを拡充し、小学校5・6年生の英語科と小学校3・4年生の英語活動の全ての授業において、教員を補助する英語サポートティーチャーを配置する計画であります。

最後、118ページをごらんください。上段の給食センター管理事業は、市内の5カ所の学校給食センターの管理運営を行うために、調理業務委託や米飯の委託等を行うものでございます。

この後、各課長より予算調書の説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（帯田裕達） 当局の補足説明を求めます。

○教育総務課長（小原雅彦） 教育総務課であります。

初めに、歳出から御説明いたします。

予算調書の227ページをお開きください。10款1項1目、事項、教育委員会費は、教育委員会及び各附属機関の運営に関する経費で、事業費276万2,000円は、4人の教育委員の報酬に係る経費であります。

次、下の段、2目、事項、事務局管理費は、事務局職員の人件費、事務局の管理・運営に係る経費で、事業費4億6,945万7,000円は、学校司書補業務嘱託員21人の報酬のほか、43人の事務局職員の給与等、閉校跡地高木伐採業務、小・中学校・幼稚園ごみ収集業務委託、旧大馬越小西校舎解体工事のほか、学校教育施設整備基金に旧高城西中の企業の使用に係る使用料の一部を基金に積み立てようとするものであります。

続きまして、228ページをお開きください。同項2目、事項、奨学育英事業費は、能力があるにもかかわらず、経済的理由により高等学校の修学が困難である者に対する特別奨学資金支給に係る経費で、事業費721万8,000円は、給付者40人に対する特別奨学資金の給付が主なものです。

3目、事項、教育育成費は、高等学校等へ通学

するために、自宅がある甌島を離れ、本土等の民間アパートや寄宿舎等に居住している生徒の保護者に対し、居住費や帰省費等の一部を支援する事業に係る経費で、事業費1,578万円は、甌島を離れ、本土で生活する高校生への支給であります。

続きまして、229ページをお開きください。3目漁村留学制度事業費は、ウミネコ留学制度により、鹿島町内の里親のもとから通学し、豊かな自然の中での学習・体験を通じた相互の教育効果の向上と教育振興の充実に係る経費で、事業費624万円の主な内容は、ウミネコ留学制度業務委託が主なものです。

4目、事項、教職員住宅管理費は、教職員住宅の管理及び維持補修に係る経費で、事業費は4,110万5,000円で、主な内容は、維持管理経費に加え、老朽化し、使用しなくなった教職員住宅3棟4戸の解体工事費であります。

続いて、230ページをお開きください。10款2項1目、事項、小学校管理費は、小学校27校の管理運営及び維持補修に係る経費で、事業費3億2,504万9,000円の主な内容は、学校用務嘱託員、学校主事の人件費のほか、光熱水費、浄化槽を初め、消防・電気設備、貯水槽清掃などの業務の委託が主なものであります。

同項2目、事項、小学校教材備品整備費は、小学校27校の教材整備に係る経費で、事業費1,882万8,000円の主な内容は、小学校の授業で使用する教材備品の購入に要する経費であります。

続いて、231ページをお開きください。同目、事項、小学校理振法備品整備費は、小学校の理科教育振興法に基づく備品整備に係る経費で、小学校の理科と算数の授業で使用する教材備品の購入に要する経費であります。

同目、事項、小学校扶助費は、経済的理由等により就学困難な児童及び特別支援学級の児童に対する学用品・学校給食費等の就学援助や、スクールバス運行業務、タクシー借り上げ、遠距離通学児童に対する補助等に係る経費で、事業費1億3,208万3,000円の主な内容は、事項内容と同様、閉校に伴う児童の通学のためのスクールバスの運行、タクシーの借り上げ、就学援助費等に係る経費であります。

続いて、232ページをお開きください。同日、事項、小学校近代教育設備費は、小学校のコンピューター整備等に係る経費で、事業費9,122万3,000円の主な内容は、設置後7年経過し、老朽化した小学校のパソコン室のパソコンの更新と、授業で行うため、普通教室に各1台配置しているパソコンの更新が主なものであります。

3項1目、事項、中学校管理費は、中学校14校の管理運営及び維持補修に係る経費で、事業費2億568万4,000円の主な内容は、中学校用務嘱託員、中学校学校主事の給与等人件費のほか、中学校の光熱水費ほか各種業務委託等が主なものです。

続いて、233ページをお開きください。同項2目、事項、中学校教材備品整備費は、中学校13校の教材整備に係る経費で、事業費1,157万6,000円の主な内容は、授業に使用する教材備品の購入に要する経費であります。

同項2目、事項、中学校理振法備品整備費は、中学校の理科教育振興法に基づく備品整備に係る経費で、事業費218万円の主な内容は、中学校の理科の授業で使用する教材備品の購入に要する経費であります。

続いて、234ページをお開きください。同項2目、事項、中学校扶助費は、経済的理由等により就学困難な生徒及び特別支援学級の生徒に対する学用品・学校給食費等の就学援助や、スクールバス運行業務、タクシー借り上げ、遠距離通学生徒に対する補助等に係る経費で、事業費9,725万2,000円の主な内容は、事項内容と同様、閉校に伴う生徒の通学のためのスクールバスの運行、タクシー借り上げのほか、就学援助費等に係る経費であります。

その下、同日、事項、中学校近代教育設備費は、中学校のコンピューター整備等に係る経費で、事業費3,135万1,000円の主な内容は、学校図書館システム保守業務委託ほか、設置後7年経過し、老朽化した中学校のパソコン室のパソコンの更新や、授業で使用するため、普通教室に各1台配置しているパソコンの更新が主なものであります。

続いて、235ページをお開きください。4項1目、事項、幼稚園管理費は、幼稚園12園の管

理運営及び維持補修に係る経費で、事業費2億5,522万3,000円の主な内容は、幼稚園教諭業務嘱託員13人、幼稚園教諭等26人の給与等人件費のほか、幼稚園施設の光熱水費など管理運営に要する経費が主なものであります。

同項2目、事項、幼稚園扶助費は、市立幼稚園のスクールバス運行に係る経費で、事業費1,615万4,000円の主な内容は、園児の保安のためのスクールバス添乗員のほか、スクールバス運行業務委託等が主なものであります。

続いて、236ページをお開きください。11款3項2目、事項、現年単独文教施設災害復旧事業費は、学校施設災害復旧に係る経費で、事業費100万円の主な内容は、伐採業務等の経費であります。

4項1目、事項、現年公用・公共施設災害復旧事業費は、学校施設以外の教育関係公共施設の災害復旧事業に係る経費で、事業費450万円の内容は、事業内容と同様でございます。

歳出は以上でございます。

続いて、歳入について、主なものについて御説明申し上げます。

66ページをお開きください。15款2項8目教育費補助金のうち教育総務費補助金789万円は、離島高校生修学支援費補助に対する国庫補助金でございます。

17款1項1目財産貸付収入のうち土地建物貸付収入2,898万円は、教職員住宅の家賃収入であります。

続きまして、67ページをお開きください。19款1項7目特別奨学基金繰入金720万円は、特別奨学金を支給するための財源として同基金から繰り入れるものであります。

○学校施設整備室長（上口憲一） 学校施設整備室分につきまして御説明申し上げます。

予算調書の237ページをお開きください。

歳出予算につきまして、事項、事務局管理費794万4,000円は、学校施設の効率的な整備を計画的に進めるために、学校施設長寿命化計画を策定するための経費であります。

次に、事項、小中一貫校整備事業費23億6,417万6,000円は、東郷地域小中一貫校の施設整備に係る費用で、主に引っ越し等の委託料や校舎・屋内運動場・プール等の工事請負費及

び備品購入費等に要する経費であります。

なお、事業概要及びスケジュール等につきましては、委員会資料で御説明いたしますので、総務文教委員会資料の２ページをお開きください。

平成３０年度の事業概要ですが、当初予算に事業費２３億６,４１７万６,０００円を計上し、平成３１年４月開校に向けた施設整備を実施するものであります。

建築工事といたしましては、平成２９年度から平成３０年度の継続費となっております、校舎棟と屋内運動場の後年度の工事を、また、平成３０年度の単年度の事業といたしまして、太陽光発電、自家発電設備、井戸工事、プール建設、外構工事、夜間照明及び空調設備を予定しております。

次に、全体スケジュールについてですが、校舎棟は昨年の９月、また屋内運動場は本年１月より着工しており、本年１１月末には完成の予定となっております。

次に、敷地内の排水と附属建物につきましては、現在、工事中であり、本体工事との調整に期間を要したことから、平成３０年度に繰り越す予定のものでございます。

次に、平成３０年度４月以降に、プール、太陽光、自家発電・空調・外構工事、夜間照明等の整備を予定しております。

次に、工事の進捗状況ですが、２月末現在で、中央の管理中学校棟は、１階のコンクリート打設が完了し、小学校棟は１階の土間コンクリートが完了、また、特別教室棟と屋内運動場につきましては、現在、基礎工事を行っているところです。

なお、２月末の全体の進捗率は、約３８％となっております。

また、写真左側の若あゆこども園は、私立若あゆ保育園が認定こども園として、現在、建設中のものであります。

以上で、東郷地域小中一貫校整備事業の説明を終わります。

続きまして、予算調書の説明に戻ります。予算調書の２３８ページをお開きください。

事項、小学校管理費２,８６１万２,０００円は、小学校２７校の維持補修に係る経費で、浄化槽等点検委託に伴う修繕や、遊具・外壁等の点検委託及び学校安全点検等で確認された緊急な修繕を学

校施設管理組合へ業務委託する経費等でございます。

次に、事項、小学校諸施設整備事業費２,７４８万円は、小学校の諸施設整備に係る経費で、主に校舎等の外壁落下防止工事等に要する経費でございます。

次に、２３９ページをお開きください。事項、中学校管理費１,６９０万円は、中学校１４校の維持補修に係る経費で、浄化槽等点検委託に伴う修繕や、遊具・外壁等の点検委託及び学校安全点検等で確認された緊急な修繕等を学校施設管理組合へ業務委託する経費でございます。

次に、事項、中学校諸施設整備事業費１,２５０万円は、中学校の諸施設整備に係る経費で、主に特別教室等の空調機等の改修工事に要する経費でございます。

次に、２４０ページをお開きください。

事項、幼稚園管理費３９８万円は、幼稚園１２園の維持補修に係る経費で、浄化槽等点検委託に伴う修繕、遊具・外壁等の点検委託及び幼稚園安全点検等で確認された緊急な修繕を学校施設管理組合へ業務委託する経費等でございます。

次に、事項、幼稚園諸施設整備事業費４４０万円は、幼稚園の諸施設整備に係る経費で、主に園舎の屋根等の改修工事等に要する経費でございます。

次に、２４１ページをお開きください。事項、現年公共文教施設災害復旧事業費４５０万円は、学校施設の災害復旧事業に係る経費で、国庫負担金対象事業分でございます。

次に、事項、現年単独文教施設災害復旧事業費６２０万円は、学校施設の災害復旧事業に係る経費で、市単独事業分の経費でございます。

引き続き、歳入について御説明申し上げます。

予算調書の６８ページをお開きください。１５款１項３目教育費負担金７億７２５万９,０００円は、東郷地域小中一貫校施設整備の校舎棟及び屋内運動場建設に伴う国庫負担金で、補助率１０分の５.５でございます。

次に、４目災害復旧費負担金３００万円は、公立文教施設の現年災害分の国庫負担金で、補助率３分の２でございます。

次に、２項８目教育費補助金２,３９８万円は、東郷地域小中一貫校施設整備のプール及び自家発

電設備の整備に伴う学校施設環境改善交付金で、補助率3分の1でございます。

以上で、学校施設整備室分についての説明を終わります。

○学校教育課長（熊野賢一） それでは、学校教育課に係る平成30年度当初予算について御説明いたします。

まず、歳出予算について説明いたしますので、予算調書の242ページをお開きください。

事項、教育指導費は、児童生徒の知能・学力検査及びタブレット支援など、授業改善を図るための教職員への教育指導等の実施に係る経費であり、事業費1,920万4,000円で、主なものは、児童生徒知能・学力検査業務委託等、補助金は、人権教育推進補助金12万円でございます。

事項、教育研修費は、教職員の資質向上のための研修補助に係る経費であり、事業費87万6,000円でございます。

243ページをお開きください。事項、教育育成費は、社会科見学、仲良し音楽会等による児童生徒の表現力や学習意欲の向上、基礎・基本学習講座の実施及び特別支援教育支援員配置などに係る経費であり、事業費6,879万3,000円で、主なものは、特別支援教育支援員謝金、英語技能検定試験検定料、社会科見学等バス借り上げ料などで、補助金は、甌アイランドウォッチング事業補助金381万6,000円、英語力向上プラン事業補助金87万円、中学校生徒会連絡会運営補助金ほか2件の108万9,000円であります。

事項、教育派遣費は、外国語指導助手、ALTによる英語教育の充実・学力向上等に係る経費であり、事業費3,411万4,000円で、主なものは、外国語指導助手の人件費、ALT研修及び帰国等旅費、自治体国際化協会負担金等であります。

昨年度と比較しての変更点につきましては、ALT7名は変更ありませんが、その中の2名を、平成29年9月から委託方式に変更しております。

なお、平成30年度につきましても、9月から1名を委託方式に変更し、ALT7名中3名が委託方式となる予定でございます。

244ページになります。事項、教育研究費は、学校運営協議会制度、コミュニティ・スクールの運用及び新規導入に関する事業、小・中学校にお

ける地区指定研究協力校の研究公開等に係る経費であり、事業費152万5,000円で、主なものは、学校運営協議会委員に係る報酬、設立準備に係る謝金、旅費等でございます。

教育研究費の前年度からの変更点でございますが、昨年、設立に向けて準備を進めておりました、入来中、海陽中、海星中校区の3校が新たにコミュニティ・スクールに取り組みます。加えて、平成中、祁答院中校区で、新たに設立に向けた準備委員会を立ち上げる予定としております。

事項、心の教室相談員配置事業費は、心の教室相談員の配置に係る経費であり、事業費145万5,000円で、主なものは教育相談員謝金でございます。

245ページをお開きください。事項、子どものサポート体制整備事業費は、不登校児童生徒の学校復帰のための適応指導教室、本市ではスマイルルームと呼んでおりますが、その運営等に係る経費でございます。事業費257万8,000円の主なものは、指導員謝金でございます。

事項、薩摩川内元気塾事業費は、県内外の著名人などを招聘した薩摩川内元気塾の実施に係る経費であり、事業費274万円で、主なものは、各学校の元気塾推進委員会への薩摩川内元気塾事業業務委託でございます。

246ページになります。事項、小中一貫教育推進事業費は、小中一貫教育を市内全中学校区で展開し、発達段階に応じた教育の充実や、各学校の特色ある教育活動の推進及び小中一貫教育推進事業講演会の開催に係る経費であり、事業費2,625万円で、主なものは、小学校英語講師謝金、児童生徒交流活動用等バス借り上げ料でございます。

小中一貫教育推進事業費の前年度からの変更点は、新学習指導要領で導入される小学校高学年の英語科と中学年の英語活動を、本市は2年前倒して導入することに伴い、これまでのゲストティーチャーとして配置していた講師を小学校英語サポートティーチャー、ESTとして、全小学校の全ての時間に配置する予定でございます。

事項、スクールソーシャルワーカー活用事業費は、スクールソーシャルワーカーを配置し、学校と関係機関、家庭との連携を図り、生徒指導上の

諸問題の解決及び発生防止に係る経費であり、事業費４１２万円で、主なものは、スクールソーシャルワーカーの謝金でございます。

２４７ページをお開きください。事項、学校保健体育運営管理費は、幼児児童生徒及び教職員の健康管理等に係る経費であり、事業費４,９６５万９,０００円で、主なものは、学校医や学校薬剤師に係る報酬のほか、小・中学校におけるフッ化物洗口事業、児童生徒及び教職員健康診断業務委託等でございます。補助金は、甌島地区児童生徒島外活動補助金３６１万９,０００円、校外活動補助金１２０万円、小学校体育連盟運営補助金６０万円、学校保健会運営補助金３４万４,０００円でございます。

事項、日本スポーツ振興センター共済給付事業費は、日本スポーツ振興センター共済制度加入及び災害給付金の給付に係る経費であり、事業費１,６３７万７,０００円であります。主なものは、日本スポーツ振興センター掛金と災害共済給付金でございます。

２４８ページになります。事項、各種大会運営費は、小学校綱引競技大会実施に係る経費であり、事業費１６８万７,０００円で、主なものは、小学校綱引競技大会児童輸送用バス借り上げ料であり、補助金は、甌島地区児童生徒島外活動補助金１０万９,０００円でございます。

事項、幼稚園扶助費は、甌島地域での市立幼稚園預かり保育実施に係る経費であり、事業費３９２万９,０００円で、主なものは、預かり保育士賃金でございます。

２４９ページをお開きください。事項、給食センター管理費は、学校給食センター５施設の職員人件費及び管理運営に係る経費であり、事業費３億６,５８７万２,０００円で、主なものは、一般職員の人件費、給食センターの光熱水費、給食センター調理等業務委託、炊飯業務委託等でございます。補助金は、薩摩川内市学校給食会連合会運営補助金３８８万９,０００円でございます。

事項、給食センター施設設備整備費は、学校給食センターの施設や設備の整備に係る経費であり、事業費２,５５０万２,０００円で、主なものとして、川内学校給食センターの真空冷却機、配送車両、下甌学校給食センターの立体炊飯器等の購入などの経費でございます。

以上が歳出予算でございます。

引き続き、歳入予算について御説明いたします。

予算調書の６９ページをお開きください。負担金、教育費負担金３３１万４,０００円は、日本スポーツ振興センターの保護者負担金でございます。

使用料、教育使用料１,８５０万９,０００円は、幼稚園使用料及び給食センターの行政財産使用料に係るものでございます。

国庫補助金、教育費補助金５９万４,０００円は、それぞれ充当先事業の歳出予算に対応して計上するものでございます。

雑入９４５万６,０００円は、甌島地域で実施している預かり保育の保育料と、給食センターの電気料実費収入金及び日本スポーツ振興センターの給付金でございます。

以上で、学校教育課に係る平成３０年度の当初予算の説明を終わります。

○委員長（帯田裕達） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（橋口 芳） 先ほど説明で、フッ化物のことなんですが、費用は総額幾らぐらいなのか教えてください。

それと、薩摩川内市元気塾の関係、これは教育委員会のほうにあるんですか。教育委員会のほうでまとめてやっているんですか。それとも、別に組織があるんですかね。

それと、長寿命化ということで、学校の長寿命化をしているということなんですが、大体何年ぐらいをめどに長寿命といったらいいんですかね。

それから、奨学金制度で、能力があるにもかかわらずという、能力ですね。それをどの程度の考えでられるのか。

それから、勉強不足でちょっと申しわけないんですけど、先ほど説明があったんですが、「薩摩川内市らしい教育」、その「らしい教育」というのは、どういう教育をいうのか教えていただけませんか。

○学校教育課長（熊野賢一） まず、フッ化物洗口につきましての、かかる費用については、担当のグループ長のほうで説明をしたいと思います。

２点目は、元気塾のことにつきましては、それぞれの学校で組織している推進委員会に委託をし

て、それぞれの学校で授業を計画するという
ことになっております。

○委員長（帯田裕達） 答えれるところから順に
答弁してください。

○保健体育グループ長（西村喜一） フッ化物
洗口事業の予算についてです。

薬剤購入費、カルシウム粉末、推進会議謝金、
学校説明会、推進会議旅費、学校説明会旅費、
リーフレット印刷費、全て合わせまして、
168万8,040円で予算を計上しております。

○学校施設整備室長（上口憲一） 長寿命化計
画で何年をめどにということですが、
従来は大体40年から50年で建物を建てかえて
おいた事例がございますが、それを70年から
80年程度はもたせるための長寿命化を図る予定
でございます。

○教育総務課長（小原雅彦） 先ほど奨学金の
能力の評価ということですが、まず、学
力とスポーツで評価いたします。学力は5段階評
価の3以上、それからスポーツ面で言いますと、
総合的な評価であります、例えばキャプテンをす
るとか、あるいは、マネジャーで一生懸命部活を
3年間頑張った成果で、県大会で上位に入賞する
とか、そういうスポーツ面と学業面の両方から評
価いたします。

○委員長（帯田裕達） 薩摩川内市の教育らしい
というのは、どこが……。

○学校教育課長（熊野賢一） 薩摩川内らしい
教育について御説明いたします。

本市の教育目標は、「ふるさとを愛し 心豊か
にたくましく生きる 薩摩川内のひとづくり」と
いうことになっておりますので、基本的には、ふ
るさと教育を推進しております。そのために、小
中一貫教育を展開しておりまして、それを通して、
ふるさとを愛し、ふるさとを誇りに思い、将来的
にはふるさとに貢献できる人材の育成を目指す
という、それが薩摩川内らしい教育というふうに
捉えております。

○委員（橋口 芳） フッ化物のことで、
168万円もかけてされているんですが、現場の
声、それから統計上、本当に虫歯がなくなってい
るのかどうか。

前、教育長が語られたのは、統計をとっておる
ということ言われたんですが、それ、とっている

んでしょうね。

○学校教育課長（熊野賢一） 統計はとってお
ります。DMF歯数というのを、虫歯になった数、
それから治療した数、そして虫歯で抜けた数、そ
れを毎年とっておりまして、その数はだんだん少
なくなってきております。

ただ、フッ化物の洗口の成果が出るのが、およ
そ5年と言われているので、まだ5年はたっ
ておりませんので、もう少ししたら、また成果が
出てくるのではないかなと思っています。

ただ、本市におきましては、その数字につきま
しては、まだ全国や県に比べて、まだ悪いという
結果になっているところがございます。

○委員（橋口 芳） 実際言うと、現場の声で、
余り変わっていないというようなことを聞くん
ですよね。やっぱり事実として変えていくんだっ
たら、このフッ化物の洗口というのはいいだろう
と思うんですけど、害もあるということも聞くん
です。

そんな効果がないのに、168万円もかけてや
ること自体、ちょっと矛盾しているんじゃないか
というようなことも感じるんですけど。

今後、また成果が、そんな大した変わりじゃな
いのに、これをするんだったら、もうやめたほう
がいいんじゃないかと思うんですけど。

○学校教育課長（熊野賢一） フッ化物洗口に
つきましては、我々としてはいろいろ調査しまし
て、それから薬剤師会、歯科医師会とも話を相談
をしております、今のところインターネット等
で流れているような害等については問題ないとい
うことで、我々も話を聞いているところです。

成果につきましては、先ほども申しましたが、
大体5年間をめどに成果が出てくるということ
ですが、それでも本市の子どもたちの虫歯の数は、
年々やっぱり減ってきているという成果もあらわ
れておりますので、今後また保健所、それから医
師会、薬剤師会と連携しながら、検証をしていき
たいと思っております。

○委員（橋口 芳） 知り合いで歯医者さんがお
られるんですよ。ほいで、フッ化物洗口のことを
聞いたら、そんなフッ化物せんほうがいいと。で
きれば、日常で歯磨き指導をしたほうが、まだず
っと効果があるというんですよ。

だから、そっちのほうにもう切りかえたほうが

いいんじゃないですか。

○学校教育課長（熊野賢一） 歯磨き指導については、それぞれの学校で必ず給食の後、子どもたち全員が歯磨きをしています。それに加えて、さらに効果を高めるためにということで、フッ化物洗口事業を実施しているということで御理解をいただきたいと思います。

○委員（坂口健太） まずお伺いしたいのが、教育用パソコン整備事業について、これ、各年次ごとに更新が進んでいると思うんですが、まず、それまでに教育用パソコンとしてあったパソコンというのは、リース契約であったのか、もしくは購入していたものなのか。その置きかえられたパソコンは、どうやって処分をされているのかということをお伺いしたいと思います。

もう一つが、予算調書でいうと243ページ、ALT派遣業務委託についてなんですけども、平成30年度から委託料のほうに移されるということでしたけども、平成29年度の当初予算で660万1,000円、平成30年度当初予算で1,279万ということなんですけど、この差額分はALT2名の人件費と捉えてよろしいでしょうか。

以上、2点お願いします。

○教育総務課長（小原雅彦） パソコンの購入に係る分についてお答えいたします。

基本的には購入でございます。これは、電源補助金を利用して購入いたします。これが補助金のメニューの中にリースがない分でございます。

基本的には7年で更新いたしますので、ほぼソフト面等が、いわゆる劣化、老朽化しますので、購入で問題ないと考えます。

それから、処分についてであります。別途発注いたします業者に委託して処分いたします。一切もうデータを処分したまま、もう完全に処分するようにいたしております。

○学校教育課長（熊野賢一） ALTにつきましては、昨年度の9月から2名は業務委託と、インタラックという会社に業務委託をしております。

その理由につきましては、いろんな研修等も、その業者はしてくださると。通常は、JETプログラムという国の事業に乗っているALTなんですけど、委託しますと、ALTをかえていただくこともできると。この人は、ちょっとふさわしくないというお願いすると、かえてもらえるとか、

そういう便宜がきくということで、2名は委託にしたわけです。

ことし、もう一人、もうちょうど任期が切れるJETプログラムのALTがおりまして、その方もまた9月から1人委託にかえていきたいなと思っているところです。

金額につきましては、その人件費が委託料に移っていったというふうに考えていただいて結構です。

○委員（坂口健太） ありがとうございます。人件費等が委託料に移り変わっていくということなんですけども、待遇等はALTの方々は、市が直接雇用する場合と、委託して委託先で雇われる場合と変わらないんでしょうか。

○学校教育課長（熊野賢一） そこが一番大きな違いでありまして、今までの人件費で払っていた、本市が雇うALTについては、家の準備、それからいろんな諸手続とか、いろんな身の回りの世話について、本市の指導主事が大体当たっていたんですが、委託にしましたら、全てその業者が全部していただけるというふうになっております。

ですから、非常に市としても助かっている部分があります。

○委員（坂口健太） 以前、話を聞いたんですけども、これまで旧4町4村の合併前も含めて、これまでALTの方が使ってこられた家電類等がどんどん引き継がれていたと。

今ちょっと、そういうことはできなくなって、自分たちで調達しないといけないような話も聞いたんですけど、家電等も含め、ALTで本市に來られた方は、そういったものって、どうやって調達されているんでしょうか。

○指導グループ長（岩脇勝広） 回答します。

今、JETプログラムのALTが5名、そして、先ほど申しました民間委託のほうで2名おりまして、5名のALTにつきましては、神田ハイツというところのマンションに、大体同じところに毎年入っておりますけれども、代々ALTの方々は、自分で使っていたテレビであったりとか、洗濯機、冷蔵庫、こういったものにつきましては、持ち帰ることができませんので、代々引き継ぐ形で、個人の持ち物なんですけど、それなりの値段をつけて売っているという話を聞いております。

○委員（徳永武次） 1点だけ教えてください。

ウミネコ留学制度、これ非常に長くやっていることなんです、これ全国紙で1紙、大都市圏を中心に。それと、受け入れが先は限定されると思うんですけども、13名。平成29年度でいいですから、どれぐらいの応募があったのか教えてください。

○教育総務課長（小原雅彦）応募は18人ありました。それで、選考して13人、ウミネコに留学されたということであります。

○委員（徳永武次）全国紙とかテレビCMとか入っていっちゃるから、18人は、もうちょっと多いのかなと思っとったんですけど、選考基準なんか何か決めていっちゃるんですか。

○教育総務課長（小原雅彦）基本的には、鹿島の地域の実行委員会がございます。地区コミとか学校関係者で組織する委員会があるんですが、そちらが応募者と直接面談をされまして、面談の結果、適正だと思われる方を決めておるということであります。

○委員（上野一誠）ちょっと何点かお尋ねします。

先ほど小中一貫校の整備事業のスケジュールをお話をされたんですが、順調に工事が終わって、平成31年度はスタートができるというふうに説明なんです、一応業者もいろんな人手不足があったり、どうこうというのが聞こえてくる中で、しっかりと完成していけるのか、それをまずちょっと確認しておきたいということと、もう一点、この項の中で空調設備というのは、やっぱり新しくなれば、当然そういうのを準備することは、子どもの環境にとっては好ましいというふうに思います。

あと、総務も財政もいるんだけど、要するに空調設備の、一つの小・中学校を含めて全体の、整備計画というのを、やっぱり早目に立てるべきだと思うんです。そうすれば2億円もかかって、3年間6億円かかるので、3年間はかかるという一つの指針を全員協議会でも言われるんだけど、実際それをやるときに、今の財政当局が、それに対応できるだけのものがあるのかないのかを含めて、この空調計画の整備をどう思っているのか。あるいは、財政当局とどう調整ができていいのか。そこをまず教えてください。

○学校施設整備室長（上口憲一）まず、小中

一貫校の人手不足による工期は大丈夫かということなんですけど、今のところ、まず現場を監督します技術職員が、約20名近くおります。それと、毎日約100名前後の職人で現場を回しているところとございまして、工期につきましては、当初、外構工事も入ってございましたので、幾らか余裕を見ているところでございます。

それと、11月末を完成工期といたしておりますが、開校までに4カ月間ございますので、もしそういう人手不足等によって、工期延長等のそういう事案が出た場合につきましては、この4カ月の間で対応はできるんじゃないかなというふうに考えているところでございます。

それと、全小・中学校の空調設備の整備計画についてでございますけど、これにつきましては、一般質問で教育長もお話しいたしましたように、平成30年度で長寿命化計画を予定しております。これは、各学校の施設整備計画でございます。これにつきましても、多額な費用を必要といたしますので、その計画の中で、空調設備につきましても、一緒に整備計画の中に入れ込んで、また皆様にも御協議をお願いしたいというふうに思っております。

それと、財政当局につきましては、まだ今のところは、その空調の予算につきましての確約はまだいただいていないところですけど、現在、その財源につきまして、国の補助制度がございます。これが大体3分の1、それと交付税措置されます起債もございますので、この辺も含めて財政とまた協議をしていきたいというふうに考えております。

○委員（上野一誠）ここの部分について意見要望を言っておきます。

一応できるだけ児童生徒にとって、環境というのは公平であり、またそういう意味では、等しくあるべきだというふうに思っていますので、やっぱり所管課としては、十分そういうところを考えながら、不公平がないような、運営に努力をしていくということが大事だと思うので、ぜひ空調については、いろいろ長寿命化計画の中にも、早目にそういう方向性を示してもらって、実行していただくということを意見要望として申し上げておきます。

それから、去年は統廃合によって、いろいろと

児童生徒の送迎の関係、スクールバスの問題で、いろいろと話題というか、議題になりました。ことしも四つの小・中学校が閉校に至って、今それがるる実行しておるんですけども、今回、平成30年度予算においても、スクールバスの運営補助というのが出ております。

まず聞きたいのは、いろいろと去年はありました。はっきり言って、入札のやり直しです。

ですから、そういう意味ではいろいろと、表現がおかしいかどうか、適切かどうかかわらんけど、業者間でちょっと騒ぎ立ててやって、もう一回やり直すという行為は不本意だというふうに思うので、そういうことのないように、やっぱり公平な形の入札というか、そういうものが必要だろうということは、去年の例から言えると思います。

そこで、1年通してみても、今、東郷、あるいはどこもスクールバスを運営する中で、問題なくそういうことは実行していつているのか、それをまず確認させてください。

○教育総務課長（小原雅彦） 基本的には、スクールバスの運行に際しましては、一般質問でも森満議員からありましたように、基本的に経済的な負担をかけなく、安全安心に運行させております。

問題なくということでございますが、やはり当初は、私どもと業者のふなれな部分もありまして、ちょっと体調の悪い子どもを途中でおろしてしまったりですとか、そういったトラブルとかもございました。

そういうことを通しまして、その都度、業者間とも、協議、確認し、業者から事情を聞きながら、そういうことがないようにということで、指導徹底して運行をさせているところであります。

○委員（上野一誠） それで、そうあってほしいと思うんですね。シートベルトの問題も指摘があって、したがって、スクールバス、どこからどこかのコースは、仮にどのバスが運行しますよという一つの、何というのか、しっかりとした教育委員会が押さえているスクールバスの位置づけ、それを教育委員会はしっかり押さえてあるんですかね。

○教育総務課長（小原雅彦） 運行ルートの確定でありますとか、あるいは乗降場所のそういった面については、例えば今4校、もうすぐ来月から新しい学校にスクールバスで運行するわけですが、

が、昨年度の中盤以降から、地元とその保護者と、あるいは地区コミとも協議をいたしまして、乗りおりする場所、それから、いわば運行する時間、そういったものについて協議をいたしまして、ほぼ確定いたしましたけれども、それに加えて学校、乗りおりするときの安全な方法、そういったものについても、最終的には、今学校との確認も終えたところであります。

○委員（上野一誠） 今度4校について、今、学校との協議が終えたということです。一応、今回4月からやる分については、入札行為はどんなふうになっているんですか。

○教育総務課長（小原雅彦） 今から指名委員会を開催いたしまして、今月末までには入札を行います。

○委員（上野一誠） じゃあ、まとめをします。一応、昨年度の一つの例からいって、子どもたちを安全に登下校させていくという意味では、やっぱり受けた業者にとって非常に責任もあると思うし、また、それをお願いしていく市行政にとっても、常にどういう運行状況であるかは、時々はそういう、チェックという表現はおかしいけども、運行状況はしっかりと把握しながらやっていく一つの体制が必要かなというふうに思います。

いろんな角度から、何というのか、業者としても一生懸命されていかれるとは思いますが、やっぱりそういうことを考えて、常にやっぱりそういう形には心配りをしていくという形をもって、保護者にとって、あるいは児童生徒が安心して通っていけるスクールバスの運行をぜひ一つ要望しておきたいと、意見を申し上げておきたいと。

昨年度みたいなことのないように、一つぜひ方向性は決めていただきたいというのを申し上げておきたいと思います。

それと、もう一点ですが、今度、新学習指導要領の中で、英語科が追加されますね。ということは、授業数がふえるということに当たります。

これは、どうなんですかね、今の入学生でも少しかかってくるとは思いますが、今の現状の中で前倒しということは、捉え方は非常にいいと思います。

だから、ここらの授業数の確保というのは、どんなふうにお考えですか。

○委員長（帯田裕達） 先ほどの上野委員の質問

に、部長の答弁がありますので。

○教育部長（宮里敏郎）先ほどのバスの件ですけども、上野委員がおっしゃったとおり、我々一番安全でトラブルがないようにというのは、ずっともう第一だと思っております。

先ほど言われた実態調査についても、我々月報はいただいているんですけども、その中に疑問になったりしたことについては、常に業者のほうと確認はするようにしていますけども、来年度に向けて、ちょっとスクールバスの運行も多くなってくるので、時にはちょっと実態も、我々も実際の現場等を見ながら、常に安心安全な運行ができるように、それはおっしゃるとおり努めてまいりたいと思っております。

○委員（上野一誠）ちょっと今の件で、確かに運行がふえてきて、運転手の確保ということ等も含めて、やっぱり事業者には大変かと思うので、今、部長が言ったような確認等も含めて、異常な稼動にならんような運行を安全にできるように、ぜひ行政としても、心しておいていただきたいと思います。

○学校教育課長（熊野賢一）今、委員が言われましたとおり、授業時数が小学校の3年生から6年生まで35時間ふえるということになります。

今のところ本市としましては、前から、今年度からほかの市町村に比べて、英語については時間を割いておりましたので、ほかの市町村に比べると、時数増というのは、そんなに急激にふえるという状況ではありません。

ただ、それでも、それぞれの学校、時数が非常に苦労しております。

ただ、土曜授業の今、実施をしております、土曜授業の実施とかで、どうにか来年度は授業時数は確保できるという状況で今のところおります。

ただ、どうしても苦しい状況がありますので、6時間授業をしているところもありますので、そういった面では2期制とか、いろいろな面で解決していかなければならない大きな課題だというふうに考えております。

○委員（上野一誠）最後に、ちょうど今回統廃合に伴って、一応この地元にながら申しわけないんですが、大馬越小学校の西校舎解体工事というのがあるんですが、西校舎はどこを指すんですか。

○学校施設整備室長（上口憲一）ちょうど入りまして、左側のほうに鉄筋の校舎がございます。それと、以前、幼稚園で使っておりました園舎との間に、鉄骨の平屋建ての校舎がございます。そこに特別教室があったんですけど、これがもう老朽化しておりますので、それを解体予定としております。

○委員（上野一誠）これは西校舎と言わないで、旧校舎と言っている場所なんだけど、やっぱりどこかなと思ってた。あれは旧校舎と普通呼んで、学校側もそういう認識だと思うので、ちょっと確認であれしました。了解。

○委員（永山伸一）済みませんね。2点ほどお願いします。

まずは、さっき社会教育課でも出しましたが、教育指導費の人権教育推進補助金12万円、これが地域限定みたいな形で4地区に出していますよね。上限が4万円あれば、4地区あれば16万円なのに、従来ずっと3万円ずつ4地区に12万円に、何か予算に対して割り振っているような感じなんですけど、その理由と、上限が4万円であったらば、4地区に出すんだったら16万円のはずなのに、12万円ずつと例年12万円だからどうかということ、何でかなということ。

それから、もう一つ、地域が4地区に限定されていますけども、甕地区においても、この川内地区においても同等なことが言えると思うんですが、ここが4地区に限定している部分をまず教えてください。

○学校教育課長（熊野賢一）人権教育の取り組みについては、それぞれの学校で研究しているところなんですけど、この旧4地区、いわゆる樋脇、入来、東郷、祁答院は、合併前からそういう人権教育に対する取り組みの研修をしております、それを継続していきたいということで、その地域には補助をしているところです。

川内地域につきましては、いろいろな人権教育の取り組みに関して、その地域のひとと市とのいろいろな取り決め等がありまして、公の場で同和教育を含めた人権教育について取り組むことについては、ちょっと慎重にするというような取り決めがありまして、なかなか進められないところがあります。

それぞれの学校では、教員が研修に努めている

ということです。4地区にあるのは、旧4町でやっていたのを、そのまま継続するという事で補助をしているということでございます。

○委員（永山伸一）物すごく大事な事業として、補助金も継続していただいていることなんでしょう、これが同和教育研究会かな、そういう形が継続しているから、そこには出しているけど、ほかの地区はいろいろ取り決めもあって出していないというの、またおかしな話ですんで、ここら辺、今後やっぱり教育委員会のほうでも検討すべきじゃないかな。実施の方向でですよ、全地区実施の方向で、ぜひ検討いただきたいと、意見として申し上げておきます。

もう一つ、先ほど来、英語教育のことが出てくるんですが、まずは、さっきちょっと坂口委員もありましたように、ALTの関係、市実費ALTと業務委託ALTが、両方存在することになりますんで、ちょっと気にはなっていたんですけども、やはりALT同士コミュニケーションをとる中で、それぞれ利便性等が違ってくれば、いろんなまた意欲に影響が出ると思うんですよね。

そこら辺やっぱり委員会も入って、業務委託から利便性が図れるから、市は業務委託しましたよってお話ですけども、二つの存在が余りALT同士で生活支援に対して支障のないような形で支援もお願いしたい。そこら辺、どのようにお考えですか。

○学校教育課長（熊野賢一）今、委員がおっしゃられたことは、非常に我々も配慮していきたいなと思っています。今のところ委託したALTも、教育委員会によく足を運んでくれて連携もとれていますし、ALT同士もよく話をしたりして、連携がとれています。お互いに刺激し合って、さらに指導力を高めていってもらえればなと思っています。

ただ、余り差がないように、我々も十分気をつけていきたいと思います。

○委員（永山伸一）よろしくお願いします。

もう一点……。

○委員長（帯田裕達）永山委員、ちょっとグループ長の答弁が。

○指導グループ長（岩脇勝広）本年度もALTを招いて、小学校の先生方を対象にした研修をさせていただきました。本来ならば、本市のJET

TプログラムのALTだけでもいいんですけども、やはりインタラック、民間に委託しているALTの先生方も一緒に動員しまして、一応市として、こういう指導をしているんだということを、参加してもらうことで差異が出ないような形でしております。

また、あわせてJETプログラムのALTのリーダーがおりますので、リーダーのほうには生活支援も含めて、サポートするところはあるようにということでお願いをしているところでございます。

○委員（永山伸一）この件に関して、また一つよろしく願いいたします。

もう一点だけです。これも英語関係なんですが、従来、英語力向上プラン事業補助金という形で出していますよね。

ただ、これが甌の事業限定という形で、補助対象経費等を見た場合、従来これまで、そういうふうになっていますよね。英語力向上プラン事業、補助対象者は、教育部会の英語部会なんですが、補助対象経費については、甌島から出場する児童・生徒への旅費とか、旅費助成等が主になっているんですが、その内容を済みません、教えてください。これ、英語部会に対する補助であれば、市全体の英語力向上に対する補助金と思うんですが、そういう理解でよろしいんですかね。

○学校教育課長（熊野賢一）今、委員がおっしゃるとおり、市全体の英語力の向上のための、いろんなサマーキャンプとか、そういうのを実施するための補助金ということでございます。

ちょっと補足はグループ長が……。

[「はい、お願いします」と呼ぶ者あり]

○指導グループ長（岩脇勝広）向上力プランの中でいろんな事業ございますが、代表的なもので言いますと、夏行われますイングリッシュ・サマーキャンプ、寺山のほうでやりますが、甌島の小学生、中学生につきましては、交通費がかかるということでございますので、そのフェリー代、あと串木野港から寺山までの交通費、その補助を対象しております。

なお、サマーキャンプ自身の参加費等々につきましては、これは本土、甌島をとわず、皆さんに一樣に対応しているところでございます。

また、あわせて中学校のほうですと、英語ス

ピーチコンテストというのを中学校だけしておりますが、これも同等、やはり甌島の生徒さん方の交通費の負担ということでございます。

なお、当日、参加賞とか上位の者へお渡しするメダル等々については、全員に渡せるようにしてるところでございます。

○委員（永山伸一）はい、わかりました。

旅費が主に出ていたもんだから、旅費だけかなと思ったんですが、実施する事業も対象経費ですよ。その事業の中の、甌からは旅費が必要になるから、その分も事業対象経費として支払っていますという理解でよろしいですね。

であれば、こういった非常に英語力に対して、国よりも先に一步手前を進む薩摩川内市としては、今補助金が減額になっていたから、ちょっと疑問に思ったんです。

英語力向上プランのは増額じゃなくて、減額なのという、これはちょっと何の経費に使っているのかと思ってみたんですけど、そこら辺のお考えは、いろいろ検討した結果として、金額は少ないんですけど、3万円程度の減額なんでしょうけれども、そこら辺は事業的には、従来の事業を補助対象として考えた結果、積算した結果、今回の87万になったという考え方でよろしいんですかね。

○指導グループ長（岩脇勝広）このことにつきましては、本音を言いますと、減額してほしくないところではございましたけれども、やはり市の財政が厳しいということで（笑声）どうにか3万円でもいいから削ってくれということで、涙をのんだところではございます。

あとは、運営面のところで、うまく3万円ぐらいどうにかできますというふうに答えたもんですから、そういうふうになったところではございます。

○学校教育課長（熊野賢一）英語につきましては、この英語力向上プラン以外に、小中一貫教育のほうで、先ほども説明しました、ESTという非常に大きなお金をつけていただいておりますので、その辺もありがたいなと思っているところです。

○委員（永山伸一）はい、わかりました。何で減額かなと思ったんですけど、厳しい財政事情により、この事業に対しては減額されたけれども、市全体の英語力向上に関しては、予算を措置して

いるということでもよろしいわけですね。

じゃあ、ぜひこの事業が、子どもたちの英語力向上につながるよう期待しておきます。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査に入ります。

まず、当局に説明を求めます。

○学校教育課長（熊野賢一）それでは、私のほうから、東郷学園義務教育学校の校章とシンボルマーク、校歌の制定について御説明いたしますので、総務文教委員会資料の3ページをお開きください。

まず、1の校章とシンボルマークについて御説明いたします。

これまでの経過でございますが、平成28年10月から11月の約1カ月間、校章の図案を本市在住の方、出身者の方に募集いたしまして、210点の応募をいただきました。応募のあった210点について、東郷地域小中一貫校開校準備委員会において、梅を基調にしたグループと、ローマ字などアルファベットを取り入れたグループの2グループ5点選考していただきました。

その後、2グループ5点の原案の補正作業を行い、平成29年11月の教育委員会で選考をしていただきまして、去る1月の教育委員会で決定されました。

2月の総合教育会議に報告し、また同じく2月に開催しました東郷地域小中一貫校開校準備委員会にも報告し、了承をいただいたところでございます。

校章の原案を制作された方は森園経世様で、校章の意味につきましては、東郷をイメージする梅の花をモチーフに、外側半円の梅の花びらは東郷地域の五つの地区を、九つのペン先は9年間の学び、9学年一体の学びをあらわしているとしたところでございます。

シンボルマークの原案を制作された方は齋藤博様で、意味は、川内川の流れとそよ風を背景に「T O G O」、英語読みしますと「T O G O」は、「東郷」と「未来に向かって進む」という意味をあらわしているとしたところでございます。

校章のみ1点制定することが通例だとは思いますが、開校準備委員会におきましても、二つにグループ分けして選考していただきましたので、そうした意向にも沿った形で、校章とシンボルマークとして制定していただいたものでございます。

(2)の使用例と使い分けについてですが、校章は入学式、卒業式といった公的、儀式的なものに使用することになります。一方、シンボルマークの具体的な活用方法につきましては、開校後の東郷学園義務教育学校に委ねたいと思いますが、綱引き大会の応援旗や生徒会旗、部活動のユニホームにあしらったりと、児童生徒の活動的な場面での活用を想定しているところでございます。

今後、校章旗の作成を進めていきますが、校章とシンボルマークの原案を応募されたお二人には、平成31年4月の開校式での表彰を予定しております。

続きまして、2の校歌につきまして御説明いたします。

(1)のこれまでの経過でございますが、平成28年9月から10月の約1カ月間、歌詞の一部を東郷地域在住の方と出身者に募集いたしました。歌詞は、通常5文字、7文字の言葉で構成されております。歌詞の一部とは、5文字、7文字を募集したものでございまして、268名の方から1,008点が集まりました。

1,008点につきましては、東郷地域小中一貫校開校準備委員会で、校歌に盛り込みたい言葉として47点程度まで絞り込んでいただきまして、それを参考に上屋教育長に作詞をお願いいたしました。

作曲は、鹿児島純心女子大学こども学科長の藤尾清信教授にお願いしました。

藤尾先生に作曲を依頼したのは、先生は鹿児島県音楽教育連盟の副会長をなさっておられ、県内の小・中学校の作曲を手がけていらっしゃるということ。また、本市と鹿児島純心女子大学は包括的連携協定を結んでおり、藤尾先生には、薩摩川内元気塾の講師や音楽会の審査員をお願いし

ているなど関係が深いというのが主な理由でございます。

昨年9月に校歌の案が完成し、教育委員会と東郷地域小中一貫校開校準備委員会で試聴していただき、楽譜の一部変更を経て、総合教育会議、東郷地域小中一貫校開校準備委員会に報告し、この2月の教育委員会で決定したものでございます。

(2)に歌詞と、次のページに楽譜を掲載しております。この後、お聞きいただきたいと思います。

なお、作詞は開校準備委員会としました。これは歌詞の一部を応募していただいた方や、歌詞の一部を参考にして作詞した上屋教育長、応募や選考に携わっていただいた開校準備委員会委員の全ての方々を総称したものでございます。

では、東郷学園義務教育学校の校歌を聞かせていただきたいと思います。ピアノ伴奏と歌唱は、作曲していただいた藤尾先生でございます。

[校歌のCD再生]

○学校教育課長（熊野賢一）校歌につきましては、開校式において、児童生徒の歌唱でお披露目をしたいと考えております。

4月になりましたら、東郷小と東郷中に歌唱練習と指導をお願いしたいと考えております。

以上で、東郷学園義務教育学校の校章とシンボルマーク、校歌の制定についての説明を終わります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて、これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（徳永武次）すばらしい校歌だったと思いますけど……。

○委員長（帯田裕達）ちょっと待ってください。

○委員（徳永武次）いいですか。

○学校教育課長（熊野賢一）2学期制も続けて説明をしたほうがいいですか。

○委員長（帯田裕達）じゃあ、お願いします。

○委員（徳永武次）いいですか。

[「いや、2学期制が終わったら」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）2学期制まで。

○委員（徳永武次）2学期制。

○学校教育課長（熊野賢一）それでは、続きまして、2学期制について御説明をしたいと思い

ます。6 ページをお開きください。

本会議におきまして、教育長が説明いたしましたが、改めて説明をさせていただきたいと思います。

まず、資料 1 についてですが、上の左側になります。2 学期制導入の背景、成果等についてまとめてあります。

背景につきましては、2 点ございます。一つは、授業時数が非常に厳しい状況にあり、児童生徒がゆとりのない学校生活を過ごしていること。二つ目は、教職員に心的、時間的なゆとりがなく、児童生徒にしっかりと向かい合ったり、落ちついた授業が実施できないという状況にあるということ。

そこで、2 学期制を導入することにより、授業時数が確保できたり、学校行事の精選ができたり、夏休みの工夫・改善が進んだり、学期末の業務の軽減化が図られたりするというメリットが期待できます。

そのことによりまして、児童生徒は学習にじっくりと取り組み、教師は子どもにしっかりと向き合うことができ、より楽しい学校づくりにつながると考えております。そのことが最終的には学力の向上、心豊かな成長といった、子どもたちの望ましい成長となってあらわれてくると考えているところでございます。

右側、資料 2 でございます。

本市が考えている 2 学期制についてですが、体育の日前後で 1 年間を二つに分け、前・後期とも 100 日程度になる分け方を基本としております。そうしますと、現在と同じ授業日数となります。

また、夏休みを削って秋休みをふやすやり方もあります。どのようなやり方にするかは、今後検討してまいりたいと思っております。

資料 3 です。全国や九州の各県、本県の状況についてです。

まず、全国の状況についてですが、平成 27 年度のデータになりますが、約 2 割程度の学校が 2 学期制を導入しており、その数は週 5 日制が導入された当時と、余り変わっていないという状況でございます。

九州の各県につきましては、自治体として 2 学期制を導入している市は 15 あり、今後も継続していくと聞いております。大分県、沖縄県、鹿児島県につきましては、導入している自治体は

現在ございません。

本県につきましては、附属小・中、玉龍中が学校として取り組んでいるという状況でございます。

続きまして、資料の 4 になりますが、教育委員会としましては、3 市を視察し、2 学期制の状況について研究してまいりました。

まず、3 市の状況について御説明いたします。

まず、高槻市でございますが、全校で実施し、秋休み期間は設けておりません。クーラーは設置済みとなっております。

続きまして、福岡市でございますが、学校選択制として 2 学期制を導入しており、現在、15 校が実施しております。秋休みについては学校裁量となっております。また、クーラーは設置済みということでございます。宮崎市でございますが、全校で実施しておりまして秋休みを設けております。クーラーの設置はまだ設置していないという状況でございます。

7 ページになります。それぞれ視察いたしました市に聞き取りをいたしまして、それぞれの市が感じているメリットをお示ししてあります。

まず、高槻市ですが、時数が確保でき、教職員にゆとりが生まれている。学期末の事務や会合等が軽減されているなどを上げており、全校実施でスムーズに推進できているということでございます。福岡市は授業時数が確保できている。子どもと向き合う時間ができているなどを上げており、導入する学校がふえてきているということでございます。宮崎市でございますが、長い学期を生かしじっくりと学習に取り組んでいる。秋休みを工夫することで授業時数がふえているなどを上げており、今後、夏休みを短縮してさらに授業時数を確保する予定であると聞いております。

次に、それぞれの市が感じているデメリットについてでございますが、資料の 8 になります。

通知表のかわりに補助簿を出しており負担を感じている。通知表の回数が減ることで保護者が不安に感じており、説明の時期、方法などの検討が必要である。行事の計画等について中学校区内で検討、共通理解が必要であるなどが上げられております。宮崎市につきましては、デメリットはないということでございました。

8 ページになります。

2 学期制の課題と対応につきましては、保護者

や児童生徒がなれていないことについては丁寧に説明することで理解が進んだということでございます。また、通知表やテストが減ることにつきましては、家庭訪問や教育相談をすること、効果的なテストの期間を設定することで対応しているということでございます。中体連等の行事の調整につきましては、教育課程で調整できたということでございます。

次に、3学期制に戻した自治体の状況でございます。

平成26年度以前につきましては、思ったほど時数がふえなかった。テストをふやしてほしいという声が多かった。夏休み短縮で時数の確保ができたなどの理由で戻した自治体もあったようでございます。

平成27年度以降では、我々が調べた範囲では京都市が来年度から3学期制に戻す予定であると聞いております。京都市の場合は小学校は2学期制、中学校は3学期制というねじれがあったこと。また、私立の高校へ進学する子どもが多く、評価の回数が多いほうが良いという理由などから3学期制に戻すということで理由を聞いております。

次に、今後の方向性につきましてですが、東郷学園につきましては、今、校長が職員に説明しておりますので、学校の方向性がまとまれば、保護者や地域の理解を得て、平成31年度の開校と同時に試行的に実施できればと考えております。その他の学校につきましては、学校が希望する場合は保護者や地域の理解を得て進められるように支援していきたいと考えております。全校一斉導入につきましては、東郷学園の成果や保護者、地域の意見、校長会、職員団体や議会の皆様の御意見等をいただきながら、空調設備の設備状況等も勘案し、また、検討委員会等も設置して時間をかけて慎重に検討してまいりたいと考えております。

2学期制につきましては、12月、1月、2月の定例教育委員会で議論していただき、教育委員にも先進地を視察していただいたところです。また、2月の定例教育委員会では、2学期制を推進する方向でまとまったところでございます。また、2月に行われました総合教育会議においても市長に説明をしたところでございます。

東郷学園につきましては、2月に行いました開校準備委員会で説明をし、反対意見等もなくおお

むね賛同を得られたところでございます。

現在、東郷小、東郷中の校長先生方が新しい学校東郷学園には2学期制をぜひ導入したいということで、それぞれの学校の職員を先進地の視察にやったりして研究を進め職員に説明を行い、学校としての方向性をまとめているところです。

今後、方向性がまとまれば4月あるいは5月のPTA総会等を利用して保護者や地域に説明をしていく予定です。そのためには、学校管理規則を選択制で2学期制ができるという規定に変更する必要がありますので、我々としては2月の定例教育委員会でその方向で意見がまとまったところですので、今後、管理規則の変更を行い施行していければと考えているところでございます。

以上で、2学期制の説明を終わります。

○委員長（帯田裕達） ただいま当局の説明がありましたが、これを含めてこれより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（上野一誠） 2学期制の導入について、昨年12月に教育長が思いという形でこの場で2学期制を語って、もう2月には決めたという流れがあつて、そして議長も2学期制導入は地域に、この市にとって大きな課題としてやっぱり議会もしっかり議論をする必要があるんじゃないかという思いから代表者会をして、いろいろ議論を交わした。所管が総務文教なので総務文教に託すという形になったんですけども、どこの会派も含めて、やっぱりこれは関心のある議題だと思うんです。だから、ああいう質問が多く出ているというふうに思うんです。

今のこの話を聞いていると、課長の話を聞いていると2学期制をするということにおいて、もう今までの3学期制をわざわざ否定しちゃうわけです。話を聞いていると、だったら何のためにこの3学期制をやってきたのと。あんた方がそういう3学期制を進めてき、今のこれが学校現場でしょうと。だから、2学期制をしないとだめなんだという今の説明なんです。ですから、聞いていて非常に僕は違和感を感じました。だったら全部一緒にそういう環境を整えればいいのに否定をしたまま、またそれを東郷が一応試行的という流れになるんでしょうけども、やっぱりその捉え方はちょっと説明は僕らが聞いてちょっとおかしいです。今までのそういうことを否定した形で、もう2学期

制でなきゃだめなんだという、一つの思いをざっとつづっていきっきややっから、ほんでデメリットについては、だけでもこうだという一つの2学期制に結びつける。誰もこの中で議会が反対している意見を言っている人は誰もいないと思います。ということは、やっぱり3学期制に戻さないために、どういう環境をつくれればいいかということみんなが心配しながら、地域との関係もあるし、学校だけの問題じゃない。そういう思いからすると真剣に我々も考えてきた背景があります。

しかしながら、私は個人的にはどういうものだろうかと思って、今度の一般質問、代表質問等を含めて、教育長の判断というのは変わりませんね。絶対変わりませんね。したがって、自分たちはもうこうするという一つの指針を明確にされるので、そういう意味では松澤議員が質問したときも、今の報告のとおり、いろいろあるかもしれないけど我々は何カ所も調べてこう言ったんだと、それ以上に勉強したんだという答弁に聞こえてしょうがないわけです。とすると、じゃあ今度これからこれについて閉会中調査でも委員会が入れようということなら、本当に議会としての意味があるのかということのを僕は個人的に感じるんです。教育委員会としては、さあ、どうぞ、もう自分たちが思いをこう変えればいいと、だからもう変えましたということなので、これから議会として本当に総務文教でという形になったんですけれども、本当にそれを意見としてやったときに、今の教育長、教育委員会として仮にいい意見を出し合っている、本当にそれを迎え撃つ教育委員会、教育長の姿勢がそこにあるのかということをおっしゃるを得ないと思います。だから、基本的に個人的にはどうぞお好きなように議論されていいんじゃないですかという形になるんじゃないかと。そういうふうな捉え方になってしまう。だから、一つの松澤議員の質問に対しても、わかりましたと、やっぱり2学期制はいろいろな角度から検討が必要だと、そういう意味ではいろんな課題もあるかもしれないけども、そういう意味ではいろんな角度から議論してまた議会は議会としての意見を言ってくださいと、そういう意味でともに考えながら2学期制を進める環境をつくっていききたいというような、これは僕の視点です。そういう答弁が教育長としてなぜできないんだろうか。これをやろうと。

必死ですよ。だから、我々が何か反対しているように感じちよつとかわからんけども、だからそういう意味では捉え方としてもっと度量を持ってほしいというのが私の個人的な考え。ですから、これから委員長もどげんふうに取り扱っていくかわからんけど、周りが幾らこう議論し、我々が税金を使って行政視察をしながらこのテーマについてやるだけの、そういう時間をかけていくだけの議論がその領域に入るのかと、そういうことが非常に僕は疑問です。

ですから、どうぞこれはもう教育委員会の考えですから、これは説明されたことに僕がとやかくどうこう言うことは全くありません。教育委員会の議論です。だから、僕らがこれから委員会としてやろうとしたときに、それを、もうあの答弁では、それはとてもじゃないけど今の教育長の幅にはないです。もうこれだけはこうだ、こうだというあれだから。やっぱり市全体の子どもの環境を考えたときに、議会もそれなりのいろいろな意見を付して、そしてまた教育委員会としてそのことを一つの進めの中において考慮していくとか、いろんなそういう思いがあればいいけれど、私は今、本当聞いちゃって何か議論の余地というか、そういうものが本当に感じるし、そういう思いからするとどうぞこれはわかりましたということに、もう締めることができると言わざるを得んと思うんですけど、何かあったら教えてください。

○学校教育課長（熊野賢一） 委員、どうもありがとうございます。

我々としまして先ほど申しましたとおり、今後時間をかけて検討委員会等を設置して、また議員の皆さんの御意見等も伺いながら検討していくと、多くの方の意見を聞いて時間をかけて検討していきたいというふうに考えております。ですので、またこれからもどんどんいろいろ御意見をお聞かせいただければと思っているところでございます。

○委員（上野一誠） そんなつもりで僕らはいたんだけど、いろいろ答弁やら聞きながら、もう今の説明も含めながらですけど、また委員長にちよつとお伺いですが、委員会の運営上、議長がああいう形を選んで委員会としてやろうとなったんだけど、今後はどんな形で委員会を進めますか。これは委員長に質問です。

○委員長（帯田裕達） 行政視察を今度計画、2学期制についてだけで絞って行政視察をしたい。とりあえず同規模の人口のところを2学期制を進めて、今実際やっているところ、それから、2学期制をやっている3学期制に戻したところ、デメリット、メリット、それぞれあるだろうと思いますので、本市に適合した10万人から15万人、20万人ぐらいのところを今探して行政視察に行きたいと思っています。

今、上野委員からありましたように、行政視察に行っている面、悪い面、それぞれ出てくるだろうとは思いますが、その結果を委員会でもまとめて教育委員会に上げて、その結果がどうなるか、変わるかわらんかは別として、教育委員会にしてもやはりその委員会の意見というのは重く受けとめていただけたらと思っていますので、その2学期制を推進するに当たっても、これで管理規則の変更をとりあえず3月までに終わらせて、そういうふうに進んでいくというような感じで受けとめています。今のこの資料から見ても、でも、我々はやはりこの委員会に付託された分ですので、ここは十分に委員会でも検討して、その検討した内容を十分重視していただいて前向きに検討していただきたいと、私の考え方はそういうことで考えております。

○委員（上野一誠） 委員長の気持ちはそれは当然だというふうに思います。したがって、いろいろ現場の声とかいろいろなことも議会の責任の範囲の中でやっぱりやるべき、調査しなきゃいかんというのが責任であろうというふうに思うんです。ただ、今のずっとこの一連の流れを見てみると、こういう意見があったというのは教育長に直接言ってください。やっぱりそういう意味では本当に議会というものの意見は真剣に考えるがゆえに議長もそういう話をしたと思うんです。でも、あの答弁あたりを聞いていると全てこの方は自分の考え方を主張していかれるもので、本当にそういう受け入れの度量があるのかということをあえて申し上げたくています。

ですから、今、委員長がそういう委員会の進め方をしたいということであれば、我々はそれなりにまたそれを尊重せんないかんけども、こういう意見があったということは言っておいてもらいたいし、非常に疑義を感じるというか、それとやっ

ぱり説明は今の3学期制を否定するような説明はおかしいです。2学期制でだめだということを象徴するがゆえに、やっぱり今の3学期制というのを自信を持ってやってきてるんじゃないんですか、学校現場は。もっと物言いがあろうと思うんです。これは僕らが聞いていて、もう2学期制でないと、これは今のという、そういう説明はおかしいです。今の3学期制のよさとか、いろんなものがいっぱいあるじゃないですか。そのためにずっと歴史を持って3学期制をやってきたことじゃない。2学期制を象徴したいがために、今の3学期制ではこうだというのは、これは僕らが聞いておっても、私だけかもしれないけども、非常に今の教育に不信感を抱く。そうであつたら、3学期制が残ったところはおかしな形の議論になりませんか。

○学校教育課長（熊野賢一） 決して3学期制を否定しているわけではありません。本市においても学校の規模や実情があつて私が申しました授業時数の確保とか、教職員の多忙感とか、そういうものについては学校の小規模校についてはさほど必要性を感じていないという学校もございます。時間的な余裕もあります、そういう学校もありますので、我々としてはその学校の実情に応じて必要なところがあれば導入をまずしていきたいというふうに捉えているところです。決して3学期制を否定しているというわけではございません。

○委員（上野一誠） 授業時数の確保というのは、英語科が新学習要領の中でも2学期制を導入したって同様に授業確保は厳しいと思います。やらんと確保ができないというけど、実際はやっぱりその辺も難しさが出てくると思います。だから、やっぱりメリット、デメリットはあると思うので、せっかく2学期制をやるのであれば、また3学期制に戻さないような取り組みというか、そういう形をやるためにどうすればいいか。そのために幅広く意見も聞きながら、議会ももし委員長がするならまとめも必要でしょう。それをどうまたいろいろ斟酌しながら詰んでいただくか。検討委員会等も当然つくられていくと思う。歴史を変えていくことになるので、学校だけじゃない、地域の問題がある。だから、そういう意味では大きな課題というふうに思います。だから、ただその要綱を変えりゃええじゃないかという一つの問題として捉えれば、我々がそれ以上言う必要はないという

議論になるんです。

○教育部長（宮里敏郎） 今、委員から御指摘、御指導いただきましたけども、今、課長が答えたとおり、今の方針はこういうふうにということでお答えさせていただきましたが、今後の進め方、どういうふうな内容で進めていくか。一斉導入についてどういうふうにしていくかということについては、新たに検討委員会も立ち上げたいというふうに考えておりますし、その中では議員の皆様、地域の方々、いろんな関係者の方々の御意見を聞きながら、よりよいものにしていきたいというふうに考えておりますので、引き続きいろんな御意見をいただきますよう、お願いいたします。

○委員（坂口健太） まず2学期制について伺う前にちょっと軽い話題というか、東郷学園の義務教育学校の校歌について、先ほどお聞きしたんですが、すばらしいものであったかと思うんですが、小学生から中学生まで9年間にわたって歌うということなので、ちょっとテンポが速くて歌いづらい部分もあるのかなと思ったりもしたというのが一つと、ただもう一つ、今、漢字でこの縦書きで東郷学園義務教育学校校歌とありますが、小・中学校が統廃合して一つの義務教育学校になったということで学校が一つになったということもあり、地域がまた一つになったということもあるので、児童生徒だけでなく、地域の方々にも親しまれるように愛称をつけられるとか、そういったものを検討されないかということを考えるものです。

例えば、私の母校、高校なんかは愛称がついていたりしたんです。そういうふうに愛称があって地域の方々にも親しみやすいような校歌になるようなことは考えておられないのか伺いたいと思います。

○学校教育課長（熊野賢一） 貴重な御意見をいただきました。また、その点について、今、本市で愛称がついている校歌というのが小・中学校ではないものですから、ちょっとまた検討させていただければと思います。

○委員（坂口健太） じゃあ、次の質問をしたいと思います。

帯田委員長が本会議でも質問をされたんですが、インフルエンザの罹患者の件で小・中学校等で学級閉鎖が多々あって、40%以上ですか、2月

27日時点でインフルエンザに罹患した児童生徒がいたということですが、授業時間数の確保に影響はなかったのかということをお聞かせください。

○学校教育課長（熊野賢一） 学校は教育課程を編成するときにあらかじめ台風等で臨時休業とか、インフルエンザで臨時休業ということで一応予備時数というのを設けております。大体1週間ぐらい休みになっても対応できるということでカリキュラムは計画をしておりますので、それできしは対応できているという状況です。

○委員（坂口健太） もう一つ関連して伺いたいと思います。

川内南中において学年閉鎖というような形になったかと思うんですけれども、学級においては3名ぐらいしかインフルエンザ罹患した生徒がおられなかったということですが、それを学年閉鎖にしたというのは、やっぱり学校長の判断でそういったものが行われるのかということをお伺いしたいと思います。

○学校教育課長（熊野賢一） もちろん校長先生の判断と、一番大事にしているのは校医さん、お医者さんの意見を一番尊重しています。学年に広がる危険性があるとか、可能性があるということで学年閉鎖にしたところでございます。

○委員（坂口健太） ありがとうございます。

じゃあ、またもう1点関連してなんですけれども、今は中学3年生にもインフルエンザの予防接種の補助があるということで、予防接種を受けられた方も多々いらっしゃると思うんですけれども、それでも215名の方々がインフルエンザになっていると、接種率も確かそこまで高くはなかったように記憶しているんですが、そのインフルエンザの予防接種の中学校3年生の接種状況と、あとほかの受験生に影響を及ぼすわけですから、同じクラスメイトとして。私も何を隠そう、高校受験のときにインフルエンザで保健室で受験したという記憶がありまして、そういった本来のパフォーマンスが発揮できないような状況に生徒を追い込んではいけないということもありますので、こういった指導をされておられるのか。また、保護者に対してインフルエンザの予防接種をどのような形でお願いしているのかということをお伺いしたいと思います。

○学校教育課長（熊野賢一） 以前は学校で予

防接種というのをしていましたが、今はもうそれぞれの保護者が判断して病院に行くということになっていますので、その予防接種の接種率については我々学校教育課としては把握していないところでございます。

ただ、病院の先生に伺いましたら予防接種は発症したときの症状を抑えるという効果はありますが、罹患をするというのは予防接種を打ったからかからないということではないというふうには聞いています。

ただ、委員もおっしゃいましたように、特に中学校3年生は受験があって危機意識が高いので、予防接種を受けている子どもたちが多いというふうには聞いています。また、学校ではインフルエンザの予防につきましては家庭に呼びかけることはもちろん、手洗い、うがい、それから集団で発生した場合は給食のときに席を離したり、集団の行事等を控えたりとか、そういった取り組みをして感染の拡大防止に努めているところでございます。

○委員（坂口健太）ありがとうございました。

では、次に2学期制のことについてお伺いしたいと思います。

まず、2学期制についてなんですけれども、いただいた委員会資料を拝見して察するに、これから先進事例の高槻市であったりとか福岡市であったりとか、宮崎市であったりとか、これからも2学期制を継続していかれるような自治体を先進地として研究されていかれると思うんですけど、これまで例えば3学期制に戻されたような自治体の視察等は行われているのでしょうか。

○学校教育課長（熊野賢一）今のところ戻したところへの実際行って視察等はしておりません。京都市については、電話等で市の教育委員会に聞き取りを行って調査をしているところです。

また、今後そういったところについても視察ができればと思っていますところです。

○委員（坂口健太）ありがとうございます。

視察に関してもそうなんですけれども、例えば2学期制の導入によって期待される効果として授業時数の確保と捉えられていると思うんですけども、3学期制に戻した市町村のこの資料を拝見していて、例えば期待したほどの授業時数の確保ができなかったというふうな回答を、戻されてい

る中でもそういった回答をされているところもあるわけですね。ということは、2学期制を導入しても確実に授業時数を確保できるとは限られていないわけです。そういった失敗とは言いませんけれども、3学期に戻したところのように、なぜ授業時数を確保できていなかったのかというところもやっぱり研究をされて、2学期制の導入の方向性を考えていかれるならば、最大限2学期制のメリットがあるような形で取り組まれることが必要だと思います。ぜひ御検討をお願いできればと思います。

またほかの質問に移るんですけど、統合型の校務支援システムについてお伺いしたいと思うんですけども、先日12月の鹿児島市の市議会を拝見していて、鹿児島市においては100%、今度から統合型の校務支援システムが導入されるということでした。また、鹿屋市においても平成34年度に位置づけて、現在1小学校1中学校において統合型の校務支援システムの導入を進めていると。こういった統合型の校務支援システムは薩摩川内市においてまだ導入がされてはいない状況にあるかと思うんですけども、2学期制の導入の背景にあるような教職員の方々の多忙であったり、業務改善等につながるようなものを、もちろん2学期制の導入といったようなものもあるんでしょうけど、こういった統合型の校務支援システムの導入、こういったものを導入することで図っていく考えはないかというのをお聞かせください。

○学校教育課長（熊野賢一）今、委員がおっしゃられたことは文科省からも業務改善の中で統合型の校務支援システム導入については検討してくださいというのは来ております。

我々としても昨年度、鹿児島市に行って実際にいろいろ話を伺ってきたところでございます。文科省としては県全体で導入したほうが教職員の異動等もあるので使えるようになるんじゃないかということで提案していますが、県もまだそういう動きがないというところでございます。

本市としても、今後も研究は続けていきたいと思っています。鹿児島市に聞きましたところ1校当たり60万円から70万円というふうには聞いていますので、またいろいろシステムも新しくなっていくんじゃないかと思っていますところですので、今後研究をしていきたいと思っています。

○委員（坂口健太） 本件についてですけれども、例えば北海道なんかだと全道で小・中学校が一斉に導入されたということで、年間平均担任の先生一人当たり98.2時間軽減されたというような効果もありますので、ぜひ鹿児島県内においては各自治体で100%導入されているようなところもございますので、今後、教職員の方々の負担軽減につながる統合型の校務支援システムについて早急に導入を検討されるように意見要望を申し上げておきたいと思います。

○委員長（帯田裕達） 先ほど課長の答弁の中で、予防接種をした人数とか教育委員会では把握していないということでしたが、例えばせめて受験を受ける3年生については10月から予防接種は始まりますから、市民健康課等と協議をして提携医院からは1カ月、1カ月で上がってくるということでしたので、例えばその%が少なかったらなるべく保護者に予防接種をするようにやっぱりそういう声かけも必要じゃないかと思います。だから、情報を共有してほしいと思います。そしたらやはりその罹患する、それから罹患しても重症化しないというのがありますので、ここはよろしく願いします。

○学校教育課長（熊野賢一） 委員長が言われたとおり、今後、関係各課と連携して把握し、そしてまた家庭へも呼びかけていきたいと思います。

○委員長（帯田裕達） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） ただいま当局の説明がありました、これを含めて所管事務調査は終わりますが、質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（井上勝博） 2学期制については現場の先生が知らないで、突然報道で聞いたりとかっていう形で一体どうなっているのというふうに言われる方もいらっしゃるんです。やっぱり現場の人たちの意見、先生たちの意見、これはどういうふうに考えていらっしゃるのか。そういうのが多いんじゃないのかという気もしないでもないです。

それで、例えばサッカー大会とかいろんな行事関係なんかでやっぱりそういう行事を設定するときには大体どこでも3学期制だから、3学期制を前提にして行事なんかを設定されていると。そうすると2学期制になった場合に授業中に大会が、

本当は夏休みだったのに授業中に大会になってしまったりとか、それはどうするんだろうという意見なんかが出されていたわけですが、そういったのはどのようなお考えなのかということです。

それから、もう1点はLGBTのことなんですけれども、政府の考えでは5%から8%の方がそういう方がいらっしゃるということで把握しているということでもありますけれども、やはりいじめの問題に発展したり、または不登校の原因になったり、そういうことも十分考えられるし、実際LGBTの方に聞くと、やはり引きこもり、不登校、いじめ、こういったものはつきもののような感じなんです。ですので、単にそういう方がいらっしゃったらちゃんと対処していますではなくて、子どもたちの中にもこのLGBTということについての、やっぱりこれが昔からあったわけです。昔からあったんだけど、国によっては死刑になるところもあるし、国によっては同性愛の結婚が認められるところもあるし、日本はちょうどその中間なんです。それで、そういった歴史的な背景の中でそういう人たちが存在しないかのようにされてきたという経過があるわけです。だから、そういったのを……

○委員長（帯田裕達） 井上議員、簡潔にお願いします。

○議員（井上勝博） 子どもたちにきちんと教える機会、それであちこちで紹介した宮崎県の山田健二さんは小・中学校で研修で出かけてしょっちゅう行かれているんです。やっぱりそういったのを最初きっかけとしてはそういったものをして少しずつでもいいからLGBTの理解を学校教育の中でも広げていただけないかということなんです、どうでしょうか。

○学校教育課長（熊野賢一） 2学期制につきましては、今、議員も言われましたとおり教職員、それから地域、保護者には説明はやっぱり丁寧にしていきたいと思っていますし、意見を尊重していきたいと考えております。

LGBTについては通知も出されておりますことから学校での取り組みをさらに教職員の研修をまず中心に進めていければと考えているところです。

○委員長（帯田裕達） ほかにありませんか。

〔「行事の調整」と呼ぶ者あり〕

○学校教育課長（熊野賢一）行事の調整につきましては、いろんな2学期制の導入方法がありまして、調整を必要としないという方法もありますので、それについては今後また検討していきたいと思います。

○議員（持原秀行）済みません。簡潔にします。

先ほどインフルエンザの予防接種のことで、小学校まで全部ありますよね、6年生まで。そして中学校、高校が3年生だけ補助があるということで、これは先週、市民福祉委員会でも言ったんですが、やはり罹患率として南中にしても2年生が非常に多いんです。そういうことからすると、きちっと受験生だということの捉え方じゃなくて、兄弟で1年生がおったり3年生の受験生がいるということもあるわけですから、そういう意味では財政もかかわってくるとは思いますけれども、市民健康課とか話もしていただいて、連携をとっていただいて全ての学年において予防接種ができるようにどうか御尽力をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○学校教育課長（熊野賢一）ありがとうございます。

我々もそうしてもらえれば非常に助かりますので、またお願いをしていきたいと思っていますところ。

○委員長（帯田裕達）部長の所見はありませんか。この辺まで挙がってましたが。

○教育部長（宮里敏郎）今、課長が言ったのと一緒でございます。こんなにたくさんインフルエンザが出るというのはちょっと想定しておりませんでしたので、今言われた意見については市民福祉部とも協議をしてまいりたいと思います。

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

以上で、教育総務課、学校施設整備室及び学校教育課を終わります。

ここで休憩します。再開はおおむね15時20分とします。

~~~~~

午後3時05分休憩

~~~~~

午後3時21分開議

~~~~~

○委員長（帯田裕達）休憩前に引き続き会議を開きます。

△文化課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、文化課の審査に入ります。

△議案第18号 薩摩川内市下甕郷土館の指定管理者の指定について

○委員長（帯田裕達）それでは、議案第18号 薩摩川内市下甕郷土館の指定管理者の指定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○文化課長（永里博己）議会資料の2ページをごらんください。

議案第18号 薩摩川内市下甕郷土館の指定管理者の指定について、説明いたします。

薩摩川内市下甕郷土館の指定管理者管理運営に係る選定委員会の結果について報告するものです。

1、指定管理者に管理を行わせる施設の概要ですが、施設名は薩摩川内市下甕郷土館です。設置の目的でございますが、歴史資料、考古資料、民俗資料等を収集、保管、展示し、市民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的としております。

施設の事業内容は、下甕地域に関する歴史資料、民具等の展示等の業務でございます。

現在の管理形態は指定管理でございます。

2、指定管理者に行わせる業務としましては、下甕郷土館の維持管理及び入館事務並びに自主事業に関する業務です。

3、指定管理候補者の概要についてですが、名称は手打地区コミュニティ協議会です。所在地は下甕町手打1035番地1で、代表は江口是彦氏でございます。平成17年4月20日に設立され、手打地区の総合的施策に関する事項、市の行政施策に対する支援、協力、要望に関する事項等を行っております。

3ページをごらんください。

4、当該指定管理候補者が示した事業計画の概要でございますが、館の設置目的に基づいて、基本方針及び管理運営計画を立ててございます。

4ページには、組織体制及び支出計画を記載してございますのでごらんください。

次に、5ページをごらんください。

非公募の選定理由でございますが、郷土館は郷

土に伝承されるべき大切な歴史、文化、郷土民具等を保存、管理、展示している教育施設であり、地域密着型の施設として地元住民で組織する団体が受託することが望ましい非営利施設でありますことから、指定管理者制度に係る運用指針に定めた地元住民がもっぱら使用している施設であって、当該地元住民で組織する団体が受託することが望ましい非営利施設の条件を適用したところでございます。

6番目に選定経過の概要でございますが、平成29年9月27日に地元代表を含む6名の委員で選定委員会が開催され、施設の目的や役割を十分理解し、施設の適切な管理運営と地域密着型の施設として多方面での効果が期待できるとの審査結果を踏まえ、指定管理候補者として適当であると判断したところでございます。採点結果につきましては、6ページに記載してございますが、600点中428点で70%を超える評価を得ております。

以上で、説明を終わります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第39号 平成30年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（帯田裕達）次に、審査を一時中止してありました議案第39号を議題とします。

まず、部長に概要説明を求めます。宮里部長。

○教育部長（宮里敏郎）文化課では、市民の心豊かで潤いのある暮らしを実現し、魅力あるまちづくりに資するため、文化芸術活動の進行に努めてまいります。また、川内まごころ文学館、歴史資料館、旧増田家住宅などをより一層市民に親しみのある文化施設として利用促進を諮ります。

では、主な事業を当初予算概要で説明いたします。

予算概要の121ページをお開きください。

中段の埋蔵文化財発掘調査事業では、久見崎未来ゾーンの開発に伴い、久見崎軍港周辺の試掘・確認調査を実施するものです。

下段の入来麓伝統的建造物群保存地区整備事業は、国の補助金を活用し保存地区のパンフレット作成と1件の石垣の修理・修景事業を行うものでございます。

122ページをごらんください。

上段の入来麓街なみ環境整備事業は入来麓重要伝統的建造物群保存地区内の環境整備を図るもので、入来小前の（仮称）麓中央広場の駐車場整備のほか、道路整備や街路灯整備を国の交付金を活用し実施しようとするものです。

中段の清色城跡保存整備事業は、城跡内の散策道等の簡易な整備を行おうというものでございます。

下段から次のページの中段までは、それぞれ20回目を迎える薩摩国分寺秋の夕べ、9回目を迎えるはんやジュニア大会及び薩摩川内市芸能祭を開催するものでございます。

123ページの下段から124ページにかけては、川内文化ホール・入来文化ホールの維持管理、入来・樋脇・下甌の郷土館の維持補修、川内歴史資料館・川内まごころ文学館の維持管理を行うものでございます。

このあと課長より予算調書の説明をいたしますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（帯田裕達）当局の補足説明を求めます。

○文化課長（永里博己）それでは、文化課の当初予算につきまして初めに歳出を御説明いたしますので、平成30年度薩摩川内市各会計予算調書の253ページをお開きください。

10款教育費5項社会教育費2目文化振興費、

事項文化財保護事業費 2,127 万 9,000 円は、文化財保護審議会委員報酬、藤川天神・久留須梅消毒業務委託等、（仮称）鹿児島県日本遺産魅力発信協議会負担金、郷土芸能保存奨励補助金等、文化財保護事業に係る経費を計上しております。

ここで日本遺産魅力発信協議会負担金について説明をさせていただきます。

日本遺産につきましては、観光を目的として地域の歴史的的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定するものであります。

この制度は平成 27 年度から始まっておりますが、鹿児島県においてははまだ 1 件も認定されておらず、今回初めて県が主体となり、本市を含めた 9 市で調整を進め、武士集落である麓をメインとして 2 月に申請を文化庁に行ったところでございます。

認定されますと、文化庁補助金が支給され、観光パンフレット作成、ホームページ作成、看板作成など各種の事業を実施していくことになります。なお、この事業は県及び構成市で協議会を設立し実施していくことになります。審議会が 4 月に開催されまして、4 月末に認定が決定されますと 6 月に先ほど申しました協議会が設立され、負担金の拠出が必要になるため、今回予算計上をお願いしたところでございます。

次に、事項、伝統的建造物群保存整備事業費 7,768 万円は伝統的建造物群保存地区保存審議会委員報酬、入来麓伝統的建造物群保存地区で麓中央広場整備工事等を計上してございます。

続きまして、予算調書の 254 ページをごらんください。

事項、清色城保存整備事業費 132 万 7,000 円は史跡、清色城跡の保存整備業務に係る経費を計上してございます。

次に、事項、文化振興事業費 2,174 万 7,000 円は薩摩川内市芸能祭公演業務委託、市民まちづくり公社文化事業推進補助金、文化協会運営補助金等、文化振興事業に係る経費を計上しております。

次に、255 ページをごらんください。

事項、文化ホール管理費 6,371 万 5,000 円は川内文化ホール及び入来文化ホールの指定管理料に係る経費を計上してございます。

次に、事項、歴史資料館管理費 5,891 万円は川内歴史資料館・郷土館運営協議会委員報酬、樋脇郷土館・図書館樋脇分館・市比野出張所の行政事務嘱託員の報酬、川内歴史資料館及び下甕郷土館の指定管理料の経費を計上してございます。

続きまして、256 ページをごらんください。

事項、川内まごころ文学館管理費 4,461 万 2,000 円は川内まごころ文学館の指定管理料の経費を計上しております。

次に、事項、旧増田家住宅管理事業費 1,133 万 3,000 円は入来郷土館、図書館、入来分館を含めた旧増田家住宅等の指定管理料の経費を計上してございます。

次に、事項、天辰寺前古墳管理費 106 万 1,000 円は天辰寺前古墳公園伐採業務等の経費を計上してございます。

以上で、歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入の説明をいたしますので予算調書の 72 ページをお開きください。

まず、14 款 1 項使用料 7 目教育使用料の社会教育使用料につきましては、川内歴史資料館・川内まごころ文学館入館料、川内文化ホール・入来文化ホール使用料等 977 万 4,000 円であります。

次に、15 款 2 項国庫補助金 8 目教育費補助金の社会教育費補助金につきましては、伝統的建造物群保存地区保存修理事業補助金、街なみ環境整備補助金 3,870 万円であります。

次に、16 款 2 項県補助金 8 目教育費補助金の社会教育費補助金につきましては、伝統的建造物群保存地区保存修理事業補助金 21 万円であります。

次に、16 款 3 項県委託金 7 目教育費委託金の社会教育費委託金につきましては、埋蔵文化財の軽微な現状変更許可事務等の権限移譲事務委託金 8 万 8,000 円であります。

次に、21 款 5 項 4 目雑入は川内文化ホール光熱料、川内歴史資料館販売収入、川内まごころ文学館図録販売収入等 66 万 1,000 円であります。

続きまして、予算書予算に関する説明書の 9 ページをお開きください。

第 2 表債務負担行為について説明をいたします。

9 ページの一番下の段でございますが、薩摩川

内市下郷郷土館の指定管理者の指定管理料で期間は平成31年度から平成34年度までで限度額は指定管理者との協定で定める管理費用としております。

これは30年度から指定管理者の契約更新となるため、債務負担行為を設定するものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（井上勝博）ちょっとだけ教えてください。文化財保護事業費の中で原子力発電所迂回道路建設本調査事務所電気工事等と、こういうのが入ってくるのはなぜかということだけ教えてください。文化財保護事業費の中で経費の主な内容が原子力発電所迂回、こういうのが入ってくるのはなぜでしょうか。

○文化課長（永里博己）ただいまの質問でございますけれども、久見崎未来ゾーンがございまして、平成29年度からそれに関する試掘を行いました。その中で一部できない部分がございまして、今、井上議員からあったんですが、迂回道路に係る可能性があるということでその試掘調査をするということでその経費を計上してあるところでございます。

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。  
ここで、本案の審査を一時中止します。

---

#### △所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査に入ります。今回、当局からの報告事項は予定しておりません。

それでは、所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（坂口健太）昨年、レプリカを富士ゼロックス株式会社に作成していただいた西郷南洲翁の書なんですけれども、幾つかレプリカを作成して提供していただいているというふうに伺っているんですが、その保管状況は今どのようになっているのでしょうか。

○文化課長（永里博己）レプリカについてでございますが、1点は旧増田家住宅のほうに常時展示をしております。全部で3点つくっていただいておりますが、あと2点につきましては、教育委員会のほうで保管をしております。

○委員（坂口健太）ある会社の方から教育長室に飾ってあるということでしたけれども、明治維新150周年ということで、西郷どん、少なくとも本年だけはどこかほかのところに展示しては一つ観光の目玉になるのかなと思いますので、そういったことも御検討いただければと思います。

○文化課長（永里博己）ただいま御意見いただきましたので、2点保管をしておりますので、そういう利用ができないか、再度検討をしてそういうところがあれば展示をしていきたいというふうに思っております。

○委員（上野一誠）今のも関連ですけど、私も教育長室にあるというのは聞いていたんですけど、もっと教育長室に飾る、あそこに何人の人が行くのかと思って。まだ市長室だったらまだあるんだけど、別に教育長がどうこうというわけじゃない、だから、今、坂口委員が言うように広くやっぱり見えるところを検討されないかあそこに飾っておったって僕は本当に意味はないと思います。

十分、同じ意見ですけど検討してみてください。

○教育部長（宮里敏郎）今の御意見です。レプリカについて2点あってありますので、その利活用については、観光サイドでもいろんな事業をやることになっていきますので、そちらともタイアップしながらいろんなイベントなんかでも出せる場合には積極的に出していきたいと考えております。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。  
次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。  
以上で、文化課を終わります。

---

#### △総務課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、総務課の審査に入ります。

---

△議案第54号 摩川内市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○委員長（帯田裕達）まず、議案第54号薩摩川内市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○総務課長（平原一洋）それでは、議案第54号薩摩川内市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、御説明させていただきます。

議案つづりその3、54の1ページからになりますが、議案の説明につきましては、議会資料で説明させていただきますので、総務部議会資料の1ページをお開きください。

まず、改正の経緯、理由等でございますが、国家公務員に係る一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律等の公布に伴いまして、本市におきましても、これに準じて職員の給料月額、初任給調整手当の限度額及び勤勉手当の支給割合並びに特別職の職員及び議会議員の期末手当の支給割合を改定するほか、所要の規定の整備を図ろうとするものでございます。

次に、一部改正する条例でございますが、薩摩川内市職員の給与に関する条例、薩摩川内市特別職の職員の給与に関する条例、薩摩川内市議員報酬及び費用弁償等に関する条例、薩摩川内市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の、4条例を一括して改正する予定でございます。

次に主な改正内容でございますが、まず、薩摩川内市職員の給与に関する条例の一部改正では初任給調整手当の引き上げでございますが、医療職給料表（1）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を1,000円引き上げ41万4,300円とするものでございます。

次に、勤勉手当の引き上げでございますが、0.1月分引き上げまして期末勤勉手当の支給率を年4.3月分を4.4月分に引き上げるものでございます。

次に、給料表の改定では、平均0.2%のプラス改定でございます。引き上げ額は、初任給を1,000円引き上げ、若年層についても同程度の改定。その他の階層では、おおむね400円の引き上げとなります。

次に、特別職の職員の給与に関する条例及び議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正では、特別職の職員及び議会議員の期末手当を0.05月引き上げ、年3.25月分を3.3月に引き上げるものでございます。

最後に、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正では任期付職員の給料表のうち1号給を、37万3,000円、2号給を42万1,000円にそれぞれ1,000円引き上げるものでございます。

次に、施行日でございますが、一般職及び任期付職員の給料等につきましては、平成29年4月1日、特別職の職員及び議会議員の期末手当につきましては平成29年12月1日ともに、当該条例を可決いただいたのち、3月中に改定による差額を支給する予定でございます。

なお、給与改定による所要額は5,203万7,000円を見込んでおります。

以上で、議案第54号の説明を終わります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（井上勝博）前もお話ししたんですが、職員の給与とそれから特別職と、それから議員の給与はばらばらに条例で改正するところが自治体によってはあるわけですが、やはりそういうふうにして個別に審査ができないのかということでお話してあったんですが、これはできない理由がありますか。

○総務課長（平原一洋）今回4本の条例を一括で改正させていただいておりますが、それぞれ人事院勧告、それからそれに伴います国家公務員の給与等、それから特別職の給与等が改正されておりますので関連性があるということで1本の条例での改正をお願いしておりますのでございます。

また、今までもずっとこの方法でやってきておりますので、もしこれをまたずっとするのであれば、また議会との調整も要るかなというふうに考えておりますのでよろしく願いいたします。

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。これより討論、採決を行います。討論はありま



せんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第57号 平成29年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）それでは、審査を一時中止しておりました議案第57号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○総務課長（平原一洋）それでは、平成29年度第7回補正予算について説明させていただきます。予算に関する説明書（第7回補正）の17ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費のうち総務課分は、総務一般管理費で、給与条例の一部改正に伴います、一般職及び特別職の給料、職員手当等及び共済費を措置するものでございまして、962万6,000円の増額でございます。

以上で、平成29年度第7回補正予算にかかる、総務課分の説明を終わらせていただきます。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

○委員（永山伸一）ごめんなさい、確認です。さっき議案第54号で職員給与の条例を改正しました。きょう、ずっとほかの課を人勧に基づく補正予算、これはまだ可決じゃないんだけども確認してきたところなんです。また一応議論して、異議なしで来てて保留をしているからいいんだろうけど、事前にこの人勧があった場合、職員給与条例改定が一番先に来るべきじゃないのかと。決定はしていないから、いい話なんだけれども、職員給与の条例をまず最初に委員会で議論して、総務課だから一番に議論した上でこの条例改正に基づく補正なわけで、そのほうがいいんじゃないかな。ただ問題はないと思うんです。最終的にこっちを決めた後で全体が終わった後補正は議決しますんで、ただ議論するときにこの条例改正を議論していな

い前にほかの課で補正予算の議論をします。そこら辺は別に問題はないんですか。そこら辺、法的なものはどうですか。ごめんなさい、教えてください。

○委員長（帯田裕達）休憩します。

~~~~~

午後3時48分休憩

~~~~~

午後3時50分開議

~~~~~

○委員長（帯田裕達）会議を開きます。

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第39号 平成30年度薩摩川内市
一般会計予算

○委員長（帯田裕達）次に、審査を一時中止してありました議案第39号を議題とします。

まず、部長に概要説明を求めます。

○総務部長（田代健一）それでは、当初予算総務課の概要について御説明いたします。

総務課では、人事・給与等に関する事項として、職員の採用・退職の事務を含め、さまざまな行政課題に対応するため、職員の配置調整、給与、勤務条件等に関する事務のほか、職員の資質や公務能率の向上を図るため、国・県や関係機関へ職員を派遣するとともに、自治大学校研修や職務別研修など、各種研修を実施する予定でございます。

また、職員の福利厚生に関しては、職員の健康管理のため、健康診断、健康相談を実施するとともに、メンタルヘルス研修やストレスチェックを行うなど、メンタル疾患の発症防止に努めるほか、衛生管理者による病気休暇者への対応、長時間の時間外勤務職員の面接・相談など、精神・心の健康の保持増進にも重点を置いているところでございます。

以上が、総務課の概要であります。議案及び予算の概要については、課長から説明いたします。

○委員長（帯田裕達）当局の補足説明を求めま

す。

○総務課長（平原一洋） それでは、平成30年度当初予算について説明させていただきます。

予算調書の80ページをお開きください。

2款1項1目総務一般管理費は、一般職及び特別職の給与費、職員の人材育成そのほか人事管理等に係る経費を措置するもので、事業費は25億9,226万9,000円でございます。

経費の主な内容について御説明させていただきます。

まず、育児休業等による休職職員の代替嘱託員5名、障害者雇用枠の4名、それから藺牟田、黒木の2出張所の3名の計7人の行政事務嘱託員の報酬並びに特別職報酬等審議会委員10名、行政不服審査会委員5名の報酬を計上しております。

また、一般職員209名及び特別職3名の給料、職員手当等、病気休暇等による休職職員等の代替臨時職員雇上料及び人事給与システム保守委託等を、また、負担金としては、各種研修負担金と県からの派遣職員等の受け入れに伴います派遣研修協定等の負担金等を計上いたしております。

次に、下の段の、職員厚生事業費について、説明させていただきます。

職員厚生事業費は、職員の労働安全、衛生管理及び福利厚生等に係る経費を措置しております。事業費は1,777万5,000円で、その主な内容は、産業医、予防接種嘱託医、精神保健相談医の報酬、健康管理対策講座等の講師及びメンタル相談の臨床心理士などの謝金、職員定期健康診断委託等、また、嘱託員等の公務災害補償費等負担金と職員厚生会への負担金等が主な経費となっております。

次に、81ページをお開きください。

2款1項10目恩給及び退職年金費は、合併前の旧町村で加入しておりました旧恩給組合恩給条例給付金負担金を措置するものであります。

次に、歳入について説明いたしますので予算調書の1ページをお開きください。

総務課分は雑入のみでございます、予算額4,563万3,000円でございます。主なものは、職員の派遣協定収入で、鹿児島県、後期高齢者医療広域連合、東日本大震災被災市町村等への職員派遣等に伴います人件費相当額の協定収入が

主なものとなっております。

以上で、総務課所管の予算に関する説明を終わらせていただきます。

○委員長（帯田裕達） ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（永山伸一） ちょっと確認させてください。総務一般管理費の中に特別職の報酬審議会への予算措置が毎年してあります。ここ近年、実施がなされていないんじゃないかと思うんですが、直近でいつ報酬審議会があったのかと、これは招集するとすれば、どういう手続が必要なのか。そこら辺、お示してください。

○総務課長（平原一洋） 直近の開催については今すぐ調べますのでよろしくお願いします。

特別職の報酬等につきましては、職員等の給料とのバランスを考えまして、その乖離が大きくなった場合等について、特別職の報酬等審議会のほうに市長が諮問いたしまして、そこで審議をしていただくということになります。

また、議会基本条例等にもこの報酬額の改定については意見を聞くということになっておりますので、それらの経緯を経まして、また条例改正という手順になろうかと思います。

済みません、前回の改定に伴いましては、平成20年の4月に報酬額の改定をいたしているようでございます。

○委員（永山伸一） ちょっと確認がとれなかったものだから、今確認をさせてもらいました。ここ10年、逆に言えば会を開いていないということで、今ありましたように、審議会をするためには市長が諮問をすると、当然、議会側からもできるということなんでしょうけれども、そこら辺、10年経っているということ、今の説明では職員等との給与の乖離がなければ審議会を開かなくてもいいということを考えれば、逆に、もう10年経って、例えばその議会から出したほうがいいのか、市長みずからが諮問しないと議会も何も言わなければ全くされないままにこのままでいきそうな気がしますんで、今の回答をちょっと参考にさせていただいて、また議会等でも議論してみたいと思います。

○委員（徳永武次） 1点だけ教えてください。

きのうで東日本大震災も7年経ったんですけど、

今、派遣がもうずっとなされているんですけど、向こうはどのぐらいまでなるんですか。

○総務課長（平原一洋） 今、東日本大震災の応援支援としましては、気仙沼に一人、それから石巻に一人派遣をしているところでございます、一人は職員、もう一人は再任用の職員をしております。一人は技術職員でありまして、技術職員のほうにつきましては、再任用も長くなってきておりますのでそろそろ考えておりますけれども、職員のほうも技術職で今やりがいがあるというか、施工途中の事項等もあるのでなかなか手を引けない状況ということ等がございます。

もう一人につきましては、担当は税の担当をしておりますけれども、そちらもやりがいを感じているということでございますが、熊本のほうにもことしからまた一人派遣をしております。また去年も福岡とか、また災害等もございましたので、いずれかの段階ではちょっとそこについては判断をせざるを得ない時期が来るのかなと思っておりますが、今の段階でいつという状況等はございません。

○委員長（帯田裕達） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達） 次に、所管事務調査に入ります。

今回、当局からの報告事項は予定しておりません。それでは、所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（坂口健太） 先ほどの徳永議員の質問とも関連するんですが、本市の職員の再任用について、先ほど派遣をされている方でお一人再任用の方がおられるということでしたけれども、今現在、再任用自体が職域分の一部年金が支給されるまでの期間は再任用を希望すれば再任用されるという認識でよろしいですね。

○総務課長（平原一洋） 職員の再任用につきましては、坂口議員御指摘のとおり雇用と年金の

継続を図るという意味でやっております、年金の支給開始年齢がそれぞれ61歳から65歳まで年次的に引き上げられますので、それに応じた対応ということでやっています。ことしの退職者からは3年間という再任用をするということもできますが、当該職員につきましては、まだ数年前からですが、基本的には再任用につきましては65歳まではできるようになっていますので、そこについてはそういう仕事の内容とか必要性等を考慮しながらいきますが、基本は年金との継続の関係でいきたいと思っておりますが、そのような特殊な事情もあり得るというのを御理解いただきたいと思えます。

○委員長（帯田裕達） 今、基本は年金とのバランスの関係というのがあったんですけど、今後、どんどん年金の支給開始年度がスライドをやって65歳になるということであって、これからの退職される職員の方とこれまで退職されて61歳なり62歳なりから一部年金の支給が始まった職員とちょっとやっばり格差が出てくるなというふうに感じますので、改めて再任用を希望される職員については原則やっばり再任用をしていただくように意見要望を申し上げておきたいと思えます。

また、本件に関連して、職員の定数というのはなかなか厳しい中で限られているんですけども、いろいろな企業や国や県に派遣をされるというのはわかるんですけども、民間企業なんかにも職員を出向をさせたりされていると思うんですけど、こういった目的を持って出向をされているのかというのをちょっとお伺いしたいと思います。

○総務課長（平原一洋） 職員の再任用につきましては、基本的に再任用の希望というのを退職前に職員のほうから聴取しておりますので、ほぼその希望にかなうような再任用というのがなされているというふうに考えているところでございます。

また、今後のその再任用のあり方についてというのは、やはり定数等の絡みというのが物すごく難しくなる半面、また来年度以降、審議されることになると思いますが、定年の引き上げということも絡んできますので、その辺の定年の引き上げ、再雇用の関係、それとあわせながらの職員の定数管理というのをしながらいかなければならないの

かなというように考えているところでございます。

あと、職員の派遣に際しましては、やはり今10数名、それぞれの国、県、それから民間等に職員を派遣しております。やはりこれにつきましては、職員につける、例えば民間でのスキルアップであったりとか、他の地方公共団体でのそういう勉強、そういうのはやはり大切なことということと、また帰って来てからもそういうスキルをまた他の職員へのフィードバック、そういうのを考えながら職員の人材育成という観点から、今、派遣をしているところでございます。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、総務課を終わります。

△秘書室の審査

○委員長（帯田裕達）次は、秘書室の審査に入ります。

△議案第39号 平成30年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（帯田裕達）それでは、審査を一時中止しておりました議案第39号を議題とします。

まず、部長に概要説明を求めます。

○総務部長（田代健一）それでは、秘書室について概要を説明させていただきます。

秘書室は、市長・副市長の秘書業務を初め、市長会など加入団体によります国等への陳情・要望活動、国会議員等との連絡調整、叙勲褒章受章記念祝賀会の開催等の栄典に関する事務など、市政運営に係ります対外的・基本的な業務を執り行っています。

秘書室では、渉外業務を中心に、市長等が市政の舵取り、政策判断に専念・集中できるような環境づくりに、積極的に努めてまいりたいと考えております。

以上が、秘書室の概要であります。

○委員長（帯田裕達）当局の補足説明を求めます。

○秘書室長（鬼塚雅之）それでは、議案第

39号平成30年度薩摩川内市一般会計予算のうち、秘書室に係る予算内容について説明いたします。

予算調書の82ページをお開きください。

まず、2款1項2目、事項、秘書管理費は秘書、渉外など秘書業務全般に要する経費であり、事業費は1,378万5,000円であります。

その内容について説明申し上げますので、右側の経費の主な内容欄をごらんください。主な経費は、行政事務嘱託員（Ⅳ種）1人、活動に要する普通旅費480万円、交際費166万円、市長車借上など172万2,000円、全国市長会など3団体の負担金99万7,000円、県市長会海外視察負担金60万円、平和首長会議メンバーシップ負担金2,000円、出席負担金31万2,000円であります。

次に、債務負担行為について説明いたしますので、予算書予算に関する説明書の8ページをお開きください。

第2表、債務負担行為、2段目の事項、市長車借上事業につきましては、平成31年度から平成33年度までの3年間で、限度額189万7,000円を債務負担行為として設定するものであります。

以上で、秘書室に係る予算の説明を終わります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（坂口健太）市長車の借上について平成30年度当初予算で172万2,000円計上されているわけでありまして、債務負担行為においても平成31年から平成33年度まで189万7,000円、設定されているわけで、債務負担行為については単年度で言えば60数万円になるかと思うんですけど、平成30年度を入れて172万2,000円計上されているというのは金額に差があるように感じるんですが、それはどういう理由なのかと思ひまして。

○秘書室長（鬼塚雅之）172万2,000円につきましては、内訳で申し上げますと市長車のリース、今、債務負担行為を設定している単年度分のリース料として86万5,000円、そのほか行政事務情報ライセンス使用料48万円、タクシー等の借上料20万円、有料道路通行料14万

円、それからNHKの受診料2万9,000円というの内訳になっております。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△陳情第2号 核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書の提出を求める陳情

○委員長（帯田裕達）次に、陳情第2号核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書の提出を求める陳情を議題とします。

陳情文書表については朗読を省略します。（巻末に陳情文書表を添付）

それでは、本陳情について当局から補足説明がありますか。

○秘書室長（鬼塚雅之）特にございませぬ。

○委員長（帯田裕達）これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

それでは、質疑を終了し、討論、採決に入りたいと思いますが、継続審査にという御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）継続審査の声はありませんので、これより討論、採決を行います。討論はありませんか。反対討論はありませんか。

○委員（坂口健太）それでは、核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書の提出を求める陳情に反対の立場から討論を行いたいと思います。

まず、申し上げておきたいのは唯一の被爆国である日本に住み暮らす私たちが誰よりもその恐ろしさを知る核兵器の廃絶を目指すのは当然であると思っております。

一方で、核兵器の脅威がいまだ現実存在する状況において、あらゆる手段を講じて国民の生命、財産を守ることは日本国政府にとっては当然の責

務であります。

現在、差し迫った脅威として北朝鮮の核弾道ミサイル計画の進展が上げられます。我が国を含む東アジア地域ばかりか、環太平洋地域の平和に対して重大な脅威を与えております。北朝鮮のように実際に核兵器の使用をほのめかし、多数のミサイルの発射すら行いかねない相手に対しては通常兵器だけで抑止を効かせることは困難であり、核兵器による抑止、どうしても必要であります。しかしながら、非核三原則を国是として掲げる日本がみずから核抑止力を保有する選択肢はございません。国民の生命と財産を守るためには、日米同盟のもとで核兵器を有する米国の抑止力に頼る以外ないのが実情であります。

本条約は、こうした厳しい安全保障環境を十分考慮することなく核兵器の存在自体を直ちに違法化するものであります。

したがって、この条約がいかに核兵器廃絶という崇高な目的を掲げているものであっても、核兵器を直ちに違法なものとする核兵器禁止条約に参加すれば、米国による抑止力の正当性を損なうこととなり、結果として国民の生命や財産が危険にさらされてもかまわないと言っているのと同じこととなります。これでは北朝鮮のような相手に対して誤ったメッセージを送ることとなりかねません。事実、本条約は現在、韓国、ドイツを始めとしたNATO諸国といった核兵器の脅威にさらされている核兵器を保有していない国々からの支持も得られておりません。

したがって、現在、核兵器の脅威にさらされているわが国の国民の財産と声明を守るという観点から、核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書の提出を求める陳情に反対するものであります。

○委員長（帯田裕達）次に、賛成の討論はありませんか。

○委員（橋口 芳）核兵器については、日本は広島、長崎に原爆を落とされたという過去の悲惨な状況があります。その中で、その核に頼るということは非常にそういう犠牲になった人たちに対して申しわけないというふうに思います。

そこで、この批准をすることで核兵器が世界からなくなるというふうにしていくことが大事じゃないかと思うんです。北朝鮮が持っているから、それでいいんじゃないかというようなことに聞こ

えるような気がするんです。ですから、北朝鮮もなくしてもらような方向で我々は考えていかないと核がどんどんふえていくというふうになっていって、いずれは地球が壊滅するような状況になるんじゃないかというふうに思います。

そこで、この批准を求める陳情については賛成します。

○委員長（帯田裕達） 反対討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達） 賛成討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達） これで討論を終わります。
採決します。採決は起立により行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。
[賛成者起立]

○委員長（帯田裕達） 起立少数であります。よって、本陳情は不採択とすべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達） 次に、所管事務調査に入ります。
今回当局からの報告事項は予定しておりません。それでは、所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達） 質疑はないと認めます。
次に、委員外議員の質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達） 質疑はないと認めます。
以上で、秘書室を終わります。

△文書法制室

○委員長（帯田裕達） 次は、文書法制室の審査に入ります。

△議案第39号 平成30年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（帯田裕達） 次に、審査を一時中止してありました議案第39号を議題とします。

まず、部長に概要説明を求めます。

○総務部長（田代健一） 文書法制室の概要を説明いたします。

文書法制室では、浄書、印刷、送達などの文書に関する事務を初め、議案、規則等の審査など議会法制に関する事務、情報公開、個人情報保護に関する事務を担当しております。

また、固定資産課税の価格に係る不服審査を行う「固定資産評価審査委員会」に関する事務も所管しております。

今後とも、公文書の適正管理及び情報公開、個人情報保護制度の一層の周知と厳正な運営を図りますとともに、職員の法制執務能力の強化など、各種事務事業の円滑な推進に努めてまいりたいと考えます。

以上が、文書法制室の概要であります。予算の概要につきましては、室長から説明いたします。

○委員長（帯田裕達） 当局の補足説明を求めます。

○文書法制室長（川畑 央） それでは、予算調書の83ページをお開き願いたいと思います。

文書行政一般事務費について、説明させていただきます。

2款1項2目文書行政一般事務費でございます。文書の送達、浄書・印刷、例規類集、電子複写機等OA機器の管理等に係るもので、事業費は1億265万4,000円でございます。

右側の欄の諸経費の主な内容について御説明いたします。

まず、人件費では、固定資産課税の価格に関する不服を審査決定する固定資産評価審査委員会委員3人、及び文書管理業務に携わる行政事務嘱託員（Ⅳ）種1人分を計上いたしております。

次の電子複写機等需用費は、本庁及び各支所のコピー機、印刷機などOA機器で使用いたします。紙、インク、トナー、コピーカウンター料など消耗品に係る経費、また、郵便料等は、切手代、後納郵便料、本庁・支所間の文書使送など、文書の送達に係る経費でございます。

4行飛びまして、電子複写機等賃借料については、コピー機、印刷機などのOA機器24台及び郵便料金計器の賃借料でございます。

続きまして、下の表、2款1項2目情報公開事務費でございます。事項内容は、情報公開に係る経費を計上するもので、事業費は384万5,000円であります。本事項では、情報公開及び個人情報保護条例による諮問に応じ、不服申

立等について調査審議する、情報公開・個人情報保護審査会委員5人に係る人件費を計上しております。

次に、2行目の情報公開・文書整理保存等需用費は、文書の整理保存用のファイル、文書箱等の購入経費、また、廃棄文書出張裁断業務委託につきましては、保存年限を経過した公文書を廃棄する際に、個人情報など機密性の高い文書が含まれているため、その裁断処分に要する経費を計上しております。

続きまして、歳入でございます。

予算調書2ページをお開きください。

14款2項1目手数料のうち情報公開開示請求手数料は、商業目的の開示請求に係る手数料で、1件当たり1,000円となっております。

次の21款5項4目雑入は、それぞれコピー代の実費収入金で前年度実績等を勘案の上、見込みにより計上いたしましたものです。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（坂口健太）ちょっと確認なんですけれども、電子複写機等需用費ということで、これは庁舎内全体の例えばこういった資料の印刷であるとか、そういったものに係る経費がこれだけかかるという認識でよろしいでしょうか。

○文書法制室長（川畑 央）そうです。使用頻度等によりまして、契約の形式はいろいろございますが、そのように御理解いただいてよろしいかと思います。

○委員（坂口健太）例えばコピー用紙だけで年間幾らぐらいかかるものなんですか。

○文書法制室長（川畑 央）紙代でしょうか。予算ベースで申し上げますと1,395万円お願いいたしております。

○委員（坂口健太）これは御検討いただきたいんですけれども、私も議会においても平成30年度よりペーパーレス化ということで、タブレット端末の導入を進めようとしております。当局におかれましても、完全にペーパーレスというのはなかなか難しいかと思うんですが、どれだけの費用を削減できるとか、そういったことを研究していただければ幸いだと思っておりますが、部長いかがでしょうか。

○総務部長（田代健一）ペーパーレス化につきましては以前から検討要素となっております、他の自治体におきましてもひとところ電子化がまず進み中でペーパーレス化が一举に進むんじゃないかという議論の中に当市でも検討したんですけれども、一方で電子化をしたものを今度は紙で打ち出してみないといけないという状況が発生しまして、かえって紙の使用料がふえたというようなことも他自治体ではあったようでございます。そのころと違いますのはタブレットの技術が進んできたということで、今回、議会のほうでも導入されるということですが、今のタブレットですと一番大きなものでも10インチベースですので、まだこの大きさでも若干今の紙に完全に変わる使用というのは難しいかと思いますが、技術の進展に伴いまして紙に完全に置きかわる役目をしていくことも今後考えられますので、引き続き検討はしていきたいというふうに考えております。

○委員（永山伸一）情報公開事務費の廃棄文書の出張裁断の業務委託、今回で101万円、例年100万円前後で出しているんですが、機械等の進歩で、いわゆるシュレッダー、保存が済んだのを業務委託で出しているんだけど、自己処分ができないのかという部分なんです。そこら辺はどのようにお考えですか。これはまた廃棄分まで含まれているんじゃないかなと思うんですけど、廃棄についてはもうシュレッダーをかけた分は自己処理ができるわけで、否定するわけじゃないんです。こうやってずっと毎年、出張裁断してもらって処分していращやるのはわかっているんですが、自己処理ができる部分は自己処理でしたほうがいいのかという思いがずっとあったんですけど、そこら辺はどのようにお考えですか。

○文書法制室長（川畑 央）日々の業務の中で作成に失敗したものとかに個人情報とかが含まれている分については随時自己処理をいたす部分もございます。ただ、その文書規程にもとづきまして、1年保存、3年保存といった保存年限が決まっておりますが、その分が大量にあって期限切れが来た分につきましては、自己処理をしますと相当日数がかかるということで、あとその業者が持って行ってくれることで、一部換金、バックがあったりする部分もございますので、今、その大きな機械を入れないとちょっと自己処理は難しいよ

うな量を委託しているというふうに理解していた
だければありがたいと思います。

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査に入
ります。

今回当局からの報告事項は予定しておりません。

それでは所管事務全般の質疑に入ります。御質
疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、文書法制室を終わります。

△延 会

○委員長（帯田裕達）本日の委員会はこれで延
会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。

よって、本日の委員会はこれで延会いたします。

次の委員会は、明後日１４日、午前１０時から
第３委員会室で開会します。

【卷末資料】

陳情文書表

受 理 番 号	陳情第 2 号	受理年月日	平成30年 2 月 1 6 日
件 名	核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書の提出を求める陳情		
陳 情 者	薩摩川内市中郷町4708番地1 むぎのめ薩摩川内9条の会 代表 知識 眞作 外2団体		
要 旨			
人類史上初めて核兵器を違法化する核兵器禁止条約が国連会議で平成29年7月7日、国連加盟国の3分の2（122カ国）の賛成で採択された。 核兵器禁止条約は、その前文に「ヒバクシャの苦難を心に留める」と盛り込み、加盟国に核兵器の開発、保有、実験、使用だけでなく、核兵器による威嚇行為も禁じている画期的なもので、核保有国が条約に参加する道も作られている。 速やかな核兵器廃絶を願い、核兵器を禁止し廃絶する条約を結ぶことを全ての国に求める「ヒバクシャ国際署名」には、日本の828市町村の首長が賛同している。また、本市を始め世界の162カ国・地域、7,439都市（国内1,683都市、平成29年9月1日現在）が加盟する平和首長会議も、核兵器禁止条約の締結を求め取組を進めている。平成29年の「長崎平和宣言」にあるとおり、安全保障上、核兵器が必要だと言い続ける限り、核の脅威はなくなる。 政府には、核兵器のない世界を目指してリーダーシップをとり核兵器を持つ国々と持たない国々の橋渡し役を務めると、自ら明言したとおりの行動が求められている。 ついては、貴議会において、地方自治法第99条に基づき下記事項について、国会及び関係行政庁に意見書を提出されるよう陳情する。			
記			
1 唯一の戦争被爆国として核兵器禁止条約を一日も早く署名・批准すること。 2 それまでの間は、オブザーバーとして締約国会議及び検討会議に参加すること。			

薩摩川内市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会総務文教委員会
委員長 帶田 裕 達